

仮訳

責任編集 (特定非営利活動法人)
ヒューマンライツ・ナウ

翻訳協力
ホワイト&ケース法律事務所
/ White & Case Law Offices



IASC 自然災害発生時の 被災者保護に関する 運用ガイドライン

The Brookings – Bern Project
on Internal Displacement

January 2011

BROOKINGS



IASC
自然災害発生時の
被災者保護に関する
運用ガイドライン

2011年1月

発行者:
The Brookings – Bern Project
on Internal Displacement



目次

序文	v
第1章:はじめに	
1. 自然災害が人権に与える影響とは	1
2. 自然災害発生時に人権に基づいた取り組みが人々を守ることができるのはなぜか	2
3. 保護とは?	5
4. これらの運用ガイドラインの目的及び適用範囲は?	7
第2章: 自然災害による被災者の保護に関するIASC運用ガイドライン	
一般原則	11
A グループ A: 人命の保護、人身の安全及び身体的完全性、及び家族関係	15
A.1 人命救助の方法、特に避難について	15
A.2 家族との別離に対する保護	19
A.3 自然災害の二次的影響からの保護	19
A.4 性差に基づく暴力を含む暴力からの保護	20
A.5 ホスト・ファミリー及びホスト・コミュニティ又は避難所における安全性	25
A.6 遺体の取扱い	26
B グループ B: 食料、健康、住まい及び教育の供給に関する権利保護	29
B.1 人道物資及びサービスの利用と供給 総則	29
B.2 十分な食料、水、公衆衛生、避難所、衣類などの一定の物資の供給; 必要な保健 サービス及び教育	32
C グループ C: 居住に関する権利の保護; 土地及び資産; 生計及び中等・高等教育	39
C.1 居住、土地、家屋及び財産	39
C.2 一時的避難所、仮設住宅及び立ち退き	41
C.3 生計及び仕事	42
C.4 中等・高等教育	43

D	グループ D: 書類に関連する権利の保護; 移動; 家族関係の再構築; 表現及び意見; 選挙	45
D.1	書類	45
D.2	移動の自由、特に持続的な解決に照らして	46
D.3	家族関係の再構築	49
D.4	表現、集会及び組合、並びに宗教	52
D.5	選挙権	53
	添付資料 I: 用語集	55
	添付資料 II: 特定のグループの人々の保護 / 関連するガイドラインへのクロス・リファレンス	61
	添付資料 III: 行為規範、ガイドライン及びマニュアルの参考資料	67

序文

地震やハリケーン、津波が襲来したとしても、人権がなくなることはありません。私たちは、インド洋津波、ハイチ地震その他多くの自然災害において、救出活動や復興活動を行うに際して、被災者の尊厳を守るための人権保護がいかに重要であるかを目の当たりにしてきました。災害に遭った人々は非常に弱い立場におかれるため、差別や虐待を防ぐことが極めて重要です。

災害救援時の人権擁護活動を普及させ、推進するために、関係機関常任委員会(IASC: Inter-Agency Standing Committee)は2006年に「人権及び自然災害に関する運用ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、自然災害が起こった場合の人権擁護活動の普及に大きく貢献するものです。現場でのこのガイドラインの利用実績を踏まえて、現場から得た教訓を改訂版であるこのガイドラインに組み込みました。この改訂版では、災害への備えに関する人権擁護活動にも言及しています。災害への小さな備えが、いったん災害が起こったときに大きな意味をもちます。

この冊子は数年間にわたる共同作業の成果です。私たちは、ガイドラインの作成にご協力くださったIASCの委員および関係者の皆様に特別の感謝を申し上げます。またこれを実現させるために多くの時間と労力を割いてくださった方々にも感謝を申し上げます。さらに、ガイドライン作成にあたり「国内避難に関するブルッキングス・ベルン・プロジェクト」から惜しみない協力をいただいたことにも感謝を申し上げます。

このガイドラインは簡潔で読みやすく作成されています。各国際人権機関、非政府人権団体および政府などが、災害への準備、災害対応および復興活動を行う際の指針として、人権を考慮する場合に、このガイドラインがその一助となることを願ってやみません。

ヴァレリー・アモス

事務局次長
兼人道的緊急救済
コーディネーター

ウォルター・ケリン

国内避難者の人権に関する
国連事務総長代理



第1章:はじめに

1. 自然災害が人権に及ぼす影響とは

従来、自然災害¹に必要とされるのは、もっぱら人道的援助の提供であると考えられてきました。このような考え方のもとでは、人権保護の必要性に注目が集まることはほとんどありませんでした。

ところが2004年と2005年にアジアやアメリカの一部地域を襲った津波、ハリケーン、地震、そして2010年のハイチ地震は、自然災害の影響で被災者が様々な人権侵害に直面することがあるという事実を浮き彫りにしました。たとえば、

- ◆ 安全と安心の欠如(例:犯罪の増加、二次災害など)
- ◆ 女性に対する暴力
- ◆ 援助や生活必需品・サービスの提供の不平等、援助を提供する際の差別
- ◆ 子どもへの虐待、育児放棄、搾取
- ◆ 特に子ども、高齢者、障がい者など生存のために家族の支えを必要とする人々の家族との離別
- ◆ 特に住民票制度が不十分な場合の個人情報資料の紛失や破損、再取得の困難
- ◆ 権利を実現する制度が不十分、公正で迅速な司法制度の制約
- ◆ 有効な評価制度、苦情処理制度の欠如
- ◆ 雇用や生計の手段を得る際の不平等
- ◆ 強制的な移住
- ◆ 災害によって退去した人々の、危険かつ望まない状態での帰宅または再定住
- ◆ 土地の不返還、居住権の喪失

1 この概念については添付資料Iの用語集をご参照下さい。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

経験上、差別や人権侵害は、災害の初期段階で発生します。そして災害の影響が長引くほど、人権侵害の発生する危険が高まります。また経験上、差別行為は自然災害が起こった場合に悪化し、差別に対して弱い立場にある者はますます弱い立場に置かれるようになります。

特に、災害のために自宅や居住地から離れることを余儀なくされた被災者が危険にさらされます。これらの被災者は国内避難者²となり、「国内避難者に関する指針」(1998年に国連人権委員会に提出されたもの)に従った対応がなされます。

大抵の場合、自然災害後の人権への悪影響は、意図的な政策から生じるものではなく、不十分な計画、災害への備えの欠如、災害対策や施策の不十分さ、または単なる放置の結果として生じるものです。

国連事務総長が述べているように、「…天災による災害のリスクと危険性は、災害の予防、災害被害の軽減、災害への備えのためにとられる対応策の不十分さと有効性の度合いに大きく影響されているのです」。³

予防、救援、復興という災害への対処の全ての段階において、国内外の関係者が、人権保護に配慮するようにすれば、これらの難題を全て軽減し、避けることができるのです。

2. なぜ自然災害発生時に人権擁護活動が人々を守ることができるのか

人道的援助活動は、援助プログラム(特に人権保護の推進や確保を行うプログラム)を戦略的に行うためのものです。経験上、援助というものは、全員に平等に対応したり、積極的な態度で接したりするような、中立的な行為だとは捉えられていません。被災者の要望や人権が尊重されているかどうかは、援助の実行方法、利用方法、割当方法などの援助の態様に大きく左右されます。人権擁護活動は、人道的援助活動に、必要な基準と指針を導入するものです。これにより、人間の尊厳や非差別、その他普遍的に受け入れられている一連の人権が、人道的援助活動の基盤となります。つまり、被災者は、単に受身の立場で利益を得たりチャリティーを受けたりする者ではなく、特定の義務者に対して権利を主張できる権利保有者たる個人になるのです。

² この概念については添付資料Iの用語集をご参照下さい。

³ 国連総会における事務総長の報告「自然災害被災地の救援と復興における人道的援助に関する国際協力について」A/60/227。

さらに、人権擁護活動は人道的援助活動の価値を高めることもできます。例えば、政府が女性と子どもに対し、十分な食事を提供し、差別のない安全な場所に適切な住居を提供すれば、これらの人々は、そのような援助がなかった場合と比べて、性的搾取や児童労働、暴力にさらされる危険が少なくなります。

仮に人道的援助活動が人権を考慮していなければ、視野が狭くなり過ぎる危険があり、被災者の基本的な要望は、それが全体的な実行計画に組み込まれるときに、必ずしも全てが聞き入れられないようになります。後々の復興に際して重要となる要素も、見過ごされがちになります。さらに、自然災害の被災者は法的真空状態の中にいるわけではありません。被災者は、国際人権規約と各国の人権規約を批准し、その権利保護のための憲法、法律、規則および制度を制定している国の国民なのです。したがって、国家は、国民、および国家が管轄するその他の人々の人権を尊重し、保護し、充足させる直接的な責任があります。

そのため、人権は、自然災害における人道的活動を支える基準として重要です。多くの国に存在する自然災害対応法や、災害対応における特定の分野についての国際規約の存在にかかわらず、人権は、人道的対応活動に指針を与えるための重要で普遍的な国際法的枠組みを提供します。⁴

ほとんどの国際的な——そして多くの国内の——人権団体は、国際人権条約に直接拘束されませんが、人権が団体の活動の支えとなるべきであることを承知しています。これらの団体は——厳密にはその団体の任務の範囲を超えていても——被災者の利益のために、人権を尊重し保護するべきです。少なくとも、国家が人権を侵害したり侵害をもたらすような政策をとったときに、それを促進したり、そのような政策に積極的に参加したり、その他そのような政策を承認するような行為をするべきではありません。

自然災害発生時に、多くの人道的援助や人権等のジレンマが生じる可能性がある中で、実際に活動を行う際に人権をどのように適用するかということが、しばしば問題の一つとなります。実際の活動を行う段階では、人権の枠組みは、以下のように役立ちます。

- *被災者に必要なことや利益を特定する:*

例: 人権は移動の自由と居住地を選ぶ自由を認めており、したがって、国内避難者が自宅に戻るか国内の違う場所に居住するかを選択する権利が保護されます。逆に、人権は融資を受ける権利を認めておらず、したがって、被災者への少額融資制度を設定するか否かは、関係機関や政府の大きな裁量に委ねられています。

⁴ 武力紛争時に適用される法律の下位法としての国際人権法は、武力紛争に関わる国の支配下にいる市民が被災している場合を除き、自然災害には適用されません。この運用ガイドラインは、このような武力紛争状況には対応していません。



- **権利保持者と義務者を特定する:**

例:(1) 子どもの権利条約に基づき、子どもは、優先的配慮をもって最高の利益を享受する権利を有し、したがって権利保持者です。(2)多くの人権条約に基づき、国家は、キャンプや避難施設の治安維持を提供する義務の、主要な義務者です。

- **人々が請求できることの範囲を策定する:**

例:移動の自由は絶対的な権利ではないため、強制避難や強制移住は特定の例外的状況において認められます(後述のガイドラインA.1.4およびD.2.4をご参照下さい)。

- **人道的活動が基本的人権に合致することを確保する:**

例:食事、住居、健康などの基本的人権は、特別の支援を必要とする人々にも享受することが可能なものでなければならず、例えば、母子家庭、高齢者、障がい者、その他特別の困難をかかえる人々が、援助を受けにくいという問題に対処できるように、人道的活動を用意する必要があります。

3. 保護行為とは？

A 定義

関係機関常任委員会 (Inter-Agency StandIng commIttee)によると、保護行為とは:

*“関連する法典(即ち、人権法、国際人道法、難民法)の文言及び精神に従い、個人の権利を十分尊重させることを目的とした全ての活動。”*⁵

それらの活動は、反応、即ち切迫した又は現在行われている侵害の防止のための行為、是正、即ち過去の侵害に対する救済の提供のための行為(例えば、司法制度、補償制度及び復興支援へアクセスできるようにすること)、又は環境の構築、即ち人権の尊重を促進し、将来の侵害を予防するために必要な法的及び機構的な枠組み、能力及び意識を作り出すための行為です。⁶

保護行為者及びその義務

このような保護行為の定義は、国際人権法が各国に課している4つの義務の文脈、人権の尊重(即ち、人権を侵害する行為を行わないこと)、人権の保護(即ち、他者からの脅威に対し被害者のために介入し、保護するための活動をすること)、人権の充足(即ち、人々がその権利を享受することができるよう、必要な物品及びサービスを提供すること)、並びにこれらの義務を差別なく履行すること、に見ることが出来ます。

⁵ 1999年IASC国内避難者保護方針。定義は元は国際赤十字委員会(ICRC)の保護に関する研究会で1999年に採用されたものです。

⁶ 1999年IASC国内避難者保護方針; 国際集団保護研究会、2010年3月国内避難者保護のためのハンドブック7頁

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

時系列で見ると、これらの義務は、各国が、特に(a)現に行われている又はこれから行われる人権侵害を防止すること、(b)人権侵害が行われているときに、国家機関及び国家権力が、当該人権を尊重し、第三者からの侵害又は自然災害等の状況によって生じる脅威から被害者を保護することを確認することによって、人権侵害を止めること、(c)一度侵害が行われたときは、補償及び完全な復興を行うことを保証すること、を意味します。

一国の国家権力の、その責務を全うしようとする能力及び/又は意欲が不十分であるため、国際社会は各国の努力を補い、これを完成させるために重要な役割を果たしています。多くの自然災害の広汎さ及び複雑さから、国連システムの内外共に組織並びに専門的知識及び資源を持つ組織の積極的な参加を求めています。

人道主義者及び復興関係者は、人権、特に市民的及び政治的な権利の保障に取り組んでいて、その取り組みは“危害を加えない”⁷の概念に具体化されています。彼らはまた、食料、水、公衆衛生、保護施設、医療サービス及び教育を含む、人道的な支援を行うことによって、経済的、社会的及び文化的権利を充足するためにも重要な役割を担っています。しかしながら、人道物資の供給及び人道的なサービスの提供は、被災者が人権を享受することに多大な貢献をするものの、それ自体は保護行為ではありません。そのような活動を、将来の人権侵害の予防、現在の人権侵害の停止及び過去の侵害の補償のために行う限りにおいて、保護行為になるのです。

従って、人道的活動の文脈における保護行為の概念は、人道主義者及び(復興の文脈における)開発関係者が、国際人権法の下で、被災者の権利が尊重され、保護され、差別なく充足されることを保障するために活動することをいいます。

実際の保護行為

保護行為とは人権を保障することです。この抽象的な概念をより理解するため、保護行為の重要な課題は、典型的に、人々が害され又は無視される状況、人道物資及び人道的なサービスへのアクセスが抑圧される状況、人権を無視され又は侵害されている人が、その権利を主張することができない又は主張することを妨害されている状況、及び人々が差別に直面している状況にあることを引用するのは有益です。實際上、保護行為は以下のように分類できます：

1. **危害に対する行為：** 人権の保障に違反し人々を無視することによってもたらされる又は引き起こされる(過去、現在又は将来の)危害に取り組む行為。
2. **アクセスの欠如している状況に対する行為：** 十分な食料、水、公衆衛生、保護施設、医療サービス並びに教育等の物資及びサービスを必要とする人が、それらへアクセスすることが人権として保障されることを確保し、アクセスを隠蔽し又は妨害する障害を取り除くための行為。

⁷ この概念については、添付資料1用語集をご参照下さい。

3. **個人の権利の主張が不可能又は阻害される状況に対する行為:**特に以下の場合について、人々が自ら権利を行使できること、及び権利を侵害された場合にその権利を主張することができることを確保するための活動、及びこれに関して人々の能力を拡大するための行為:
- (i) 人々が自ら及びその権利に影響する決定について、情報がなく、専門家に相談できず、決定に参加できないこと。
 - (ii) 文献が不足していること。
 - (iii) 裁判の利用及び権利侵害の補償を含む、侵害に対する効果的な救済手段が欠如していること。
 - (iv) 侵害についての責任が欠如していること。
4. **差別に対する行為:** 人々が、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治その他についての意見、国籍又は社会的出自、財産、障害、出自、年齢、その他の地位に基づいて、特に危害を加えられ、アクセスを遮断され、権利を主張できず、その他不利になること、即ち差別されることのないことを保障するための活動。

このような保護行為は具体的にどのような行為を含むのかは、大部分は、事実上の制約、機会及び状況によって異なります。しかしながら、典型的な保護行為の方法は以下の行為です:

1. 状況を**監視**し、関連する保護上の問題を認識すること;ニーズに応じて保護行為の優先順位付けをすること。
2. (内密に又は公に)関係者に対し**主張**すること。
3. 被災者及びそのコミュニティの関係者の**能力を向上**すること。
4. 例えば、被災地からの避難を希望する者の移送、性暴力を防ぐための仮設避難所並びに避難施設内の給水所及び公衆衛生エリアの照明、人権侵害に遭った被害者への法的援助の提供といった、被災者に**直接の保護を提供**すること。

4. これらの運用ガイドラインの目的及び適用範囲は?

支持者及び目的

これらの運用ガイドラインは、被災者の人権を保護し、促進する枠組みの中で、災害救助及び復興作業が行われることを確保するため、国際的な非政府人道組織及びIASCの委員を援助することを目的としており、特に以下に掲げる事項を目的としています:

- ◆ 可能な限り早い段階から、全ての災害対応及び復興作業において、差別禁止の基本原則を含む、人権の原則及び保護基準を浸透させることを確保すること。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- ◆ 被災者及びそのコミュニティが、その人権に関連する災害対応について、全ての段階で、可能な限り意見を求められ、積極的に参加することができることを確保するための方法を特定すること。
- ◆ 自然災害の下での人道的基準について既存のガイドラインを(置き換えるのではなく)補足させること。
- ◆ 人権に関連する法律の下における政府の被災者に対する義務について、人道支援活動者が政府と対話を始める際の基盤を提供すること。

運用ガイドラインは政府の活動者、特に被災者の保護と人道支援の提供について主に責任を負っている災害対応機関にも役立つでしょう。さらに、運用ガイドラインは国内法令や方針に影響を与えるかもしれません。

運用ガイドラインはまた自然災害に遭った国の市民社会にも役立つでしょう。

適用範囲

運用ガイドラインは自然災害の下での対応及び復興についても規定しています。これらのガイドラインは、それ自体としては自然災害に対する準備又はリスクの軽減には対応していませんが、準備のために採りうる方法は適切な箇所に規定されています。さらに、これらのガイドラインは、人権活動と同様に、災害管理に係わる者の研修活動及び能力を向上させて、危機管理計画を通じて、国家及び地域レベルで、災害準備に係る指針及び戦略に、保護行為に係る事項を盛り込むことに役立ちます。その上、法的・制度的な枠組みを改善し、緊急時対応策にも利用できます。

運用ガイドラインは、自然災害の下での人道支援活動を導く重要な原則と、具体的な状況においてその重要な原則がどのように実践されるかについて、行われうる具体的な活動とその実例を詳しく説明しています。記載されている活動は実例であって網羅的なものではないので、別紙Ⅲで言及されているようなより詳細なガイドラインと置き換えることはできません。これらのガイドラインに含まれる活動は、以下のことを目的としています：

- ◆ 危害を予防又は防止すること。
- ◆ 被災者が物品、サービス及び機会へのアクセスを持つことを保障すること。
- ◆ 被災者がその権利を主張できることを保障すること。
- ◆ 差別を避け、又は排除すること。

運用ガイドラインは、関連する国際人権法、人道支援活動に関する既存の基準及び方針、並びに自然災害の下での人道支援活動の基準に係る人権ガイドラインに由来し、これらに適合するものです。⁸

しかしながら、運用ガイドラインは国際法に規定された人権を列挙していません。むしろ、自然災害における権利に基づいた人道支援活動の取り組みとして、人道支援活動者がどのような行動基準に従うべきかに焦点を当てています。⁹ これらの運用ガイドラインは突発性の自然災害の結果を念頭に置いて作成されていますが、その多くは遅発性の災害等のその他の種類の災害への準備やその後にも関係しています。

構成

運用ガイドラインは最初いくつかの一般的な原則を規定しています。実際上の理由から、被災者の人権保護に関連する重要な原則を堅持することについては、下記の通り4つの章に分かれています：

- (A) 生命の保護、安全及び身体の完全性、及び避難における家族関係の保護に関連する権利の保護。これらの保護は特に災害の発生時及び発生直後に関係する、市民的及び政治的権利¹⁰です。これらのうちのいくつか、特に安全及び身体の完全性は、例えば性差に基づく暴力等において、震災対応を通じて重要です。
- (B) 食料、医療、保護施設及び教育の提供に関連する権利の保護。これらの社会的な権利¹¹は、特に緊急時、及び必要に応じてその後の段階において、災害の生存者が生存のため人道支援を受けることを確保する助けになります。
- (C) 住居、土地及び財産並びに生活に関連する権利の保護。これらは、特に緊急性がなくなり復興活動が開始された段階に関連する経済的、社会的および文化的権利です。
- (D) 記録、国内避難民の持続的な解決という意味での自由な移動、家族関係、表現及び意見の再構築並びに選挙に関連する権利の保護。これらは復興が長引くほど重要となる市民的及び政治的権利です。

⁸ 運用ガイドラインは、関連する限り、国際的な人権機関、地域的な人権条約、並びに国内難民に係る指導方針、スフィア・プロジェクトの災害対応に係る人道的な憲章及び最低基準(スフィア・ハンドブック)及び国際赤十字の行動規範等のその他の基準の全範囲に基づいています。運用ガイドラインは、これらの基準及び方針の補完的なものとして扱われ、これらに適合するように解釈されるべきです。

⁹ 現在、国連の国際法委員会は、自然災害救済についての各国の追加的な責務について言及した基準を作成しているところですが、これは指針として人道的支援組織が緊急に必要としているところに沿ったものです。

¹⁰ 国際的なレベルにおいては、これらの権利は1966年の政治的及び市民的権利に関する国際規約に規定されています。

¹¹ これらは主に1966年の経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約に規定されています。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

従って、被災者は緊急時の間は上記(A)及び(B)のみを参照することとし、後の段階で(C)及び(D)に進むかもしれません。しかしながら、これらの章で言及されている全ての権利を十分に尊重することによってのみ、自然災害の被災者の人権を十分に保護することができます。全ての人権は、普遍的で、不可分で、相互依存的で、相互に関連しています。¹² そのため、これらの運用ガイドラインの構成は各権利についていかなる序列もつけておらず、むしろ災害の各段階において主に問題となる権利を速やかに認識できるようにしています。

¹² ウィーン人権世界会議、ウィーン宣言及び行動計画 1993年7月12日国連文書 A/ CONF.157/23

第2章: 自然災害による被災者の保護に関する IASC運用ガイドライン

一般原則

I. 自然災害の被災者に対する一般的な保証

- I.1** 自然災害の被災者(以下、「被災者」という。)は、国際人権法に基づき、その国の他の人々と同様の権利及び自由を享受する権利が与えられた者として認識され、扱われるべきであり、かつ、人種、肌の色、性別、障害、言語、宗教、政治的及びその他の意見、国籍若しくは社会的出自、財産、出自、年齢、又はその他の地位によって差別的な扱いをされてはなりません。女性及び子ども、並びに、老人、障害者、HIV感染者/AIDS患者、シングルマザー/ファーマーの家庭、児童を世帯主とする家庭、国内で住む場所がなくなった者又は民族集団若しくは宗教団体のメンバー、及び、先住民を含むがこれに限られない各カテゴリーの被災者のニーズを特別に援助及び保護するための対象となる手段は、異なるニーズを有していることを理由に、差別的な扱いをするものであってはなりません。
- I.2** 自然災害の被災者又は被災による差し迫ったリスクに直面している者たちに対しては、被災者自身が理解できる言語で以下に関する情報を簡単に入手できるようにしなければなりません。
- (a) 被災者が直面している災害の性質とレベル
 - (b) 起こりうる災害のリスク及び危険性を低減させるためにとりうる手段
 - (c) 進行中又は将来的に行われる人道的支援、復旧作業及び各自の権利
 - (d) 国際法及び国内法に基づく被災者の権利
- I.3** 被災者は取られている手段の情報を入手及び関連した相談をすること、そして最大限かつ可及的速やかに被災者自身のことを自分で決定することができるようにしてはなりません。被災者が、災害への対応を計画及び実施する様々な段階の計画及び実施に参加できるようにしてはなりません。対象となる手段は、従来意思決定に参加することができず取り残された人々を参加させるようなものでなくてはなりません。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- 14** 被災者は、自らの権利を主張し、権利行使のための機会や支援を与えられ、権利の侵害があった場合の司法制度へ円滑なアクセスを含め、効果的な救済措置を提供されなければなりません。
- 15** 子どもたちに関する決定や活動は、子どもたちの利益を最優先に考慮して行わなくてはなりません。
- 16** 自分の家や居所から離れることを余儀なくされた人々、又は、自然災害又はその影響により避難している人々や自然災害等を回避するため自分の家や居所から離れることを余儀なくされた人々であって、かつ、国際的に認められた国境を越えていない人々は、1998年の国内避難に関する指針で定義するところの、国内避難民であり、この指針に従い、扱われなければなりません。
- 17** 被災者の人権及びこれらに対する人道的支援活動の効果は定期的に監視されなければなりません。これにより、既存の監視メカニズムはさらに強化され、又は、新しいメカニズムが構築されなければなりません。この監視者は、被災者全員及び人道的支援活動が行われている地域全てにおいてアクセスできなければなりません。
- 18** 保護活動は、被災者の個別のニーズおよび優先順位に基づいて行われなければなりません。このようなニーズは、被災者と相談して、差別なく、かつ具体的な基準に基づき、認識されかつ評価されなければなりません。集められたデータは、年齢や性別によって分別されなくてはなりません。
- 19** 既存の国際人権基準に違反している場合を除き、保護活動は、被災地の文化的感受性に合わせた方法で行われなければなりません。

II. 国及び人道的支援活動に貢献する他の関係者の役割

- II.1** 自然災害による被災者に対する支援や保護については、国が第一義的な義務と責任を負います。その際、国は被災者の人権に配慮し、災害(例えば、自然災害の二次災害)から生じる危険から被災者を保護するのと同様に、被災者の人権が私人(例えば、犯罪者及び団体)によって侵害されないように保護しなければなりません。
- II.2** 人道支援活動に従事する国際的な人道的支援の組織、機関及びNGOは:
 - ◆ 政府当局が必要とされる人道支援をすることができない又はしようしない時及びその限度において、自然災害の被災者への支援及び必要とされている人道的支援を提供します。

一般原則

- ◆ 人道的支援活動の根拠となるものは人権です。それゆえ、自然災害の際は、いつでも自然災害の被災者の人権に配慮し、最大限、その促進と保護に努めなくてはなりません。このような機関は、人権侵害や虐待を引き起こし又は引き起こす可能性のある政策又は活動を促進したり、積極的に参加したり、又は、その他の方法により支持してはなりません。
 - ◆ 特に、被災者の状況及びニーズをモニター及び評価する場合、並びに人道的支援活動を計画、調整及び実行する場合、そして国際法に基づき、被災者に対する国の義務と責任について政府当局と対話する場合及び政府の活動を支援する活動は、この運用ガイドラインに従って行われます。
 - ◆ 人間性、独立、公平、中立という原則に従い、活動を行います。
 - ◆ 被災者を含めた全ての利害関係者に対して、説明責任を負っています。
- II.3** 人道的支援を行う全ての関係者は、各自の任務を尊重し、考慮した上で、各活動間及び国、地方の当局の活動と調整を行わなければなりません。
- II.4** 人道的支援は、人道支援の目的以外(例えば、政治的目的を達成又は、物資が欠乏状態にある人以外の人のために転用すること)で行ってはなりません。



グループ A: 人命の保護、人身の安全及び身体的完全性、及び家族関係

A.1 人命救助の方法、特に避難について

A.1.1 自然災害により生じた差し迫った危険にさらされている人々の命、身体的完全性、及び健康は、特定のニーズを有する人々を含み、これらの人が居る場所がどこであろうと、最大限、保護されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 被災者が理解できる言語で、予期される危険、事前に提供されている注意事項、及び安全な避難経路及び近隣の緊急用避難所等の設備について知らせること。
- ◆ 特別のニーズを有する人々に対しては、警報システム及び予防手段を実施すること。

対策的措置:

- ◆ 地域/村落単位の災害リスク管理の準備、リスクの性質及び自分たち自身を守る方法について注意を喚起するプログラムの地域での実施。
- ◆ 防災意識教育の教育カリキュラムへの導入。
- ◆ 全ての人道的支援を行う人への応急処置訓練を行うこと。
- ◆ 災害への準備、軽減手段(例えば、洪水がおきやすい地域の川床の保守、災害に対する脆弱性を地域参加型で評価すること)の実施。
- ◆ 地域及び家庭に、避難ルートマップ又は危険の切迫を警告する警笛等の予防手段の提供を行うこと。

A.1.2 このような手段が被災者を保護するために十分でない場合、危険にさらされた人を危険な場所から避難させる手助けをするべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 避難先の避難所を手配し、そこへ行くよう促すこと。
- ◆ その人が理解できる言語かつ、入手・利用しやすい手段で、避難ルートに関する情報を提供すること。
- ◆ 避難できるように特別なニーズがある人々に対して支援を行うこと。

対策的措置:

- ◆ 地方レベルで災害管理委員会を設立。
- ◆ 津波又は突然の洪水等の災害が発生する可能性が特に高い地域については、避難ルート/避難所の場所を示した道路標識及び掲示板を設置すること。
- ◆ 実際に災害が発生する前に、地域で避難訓練等を行うこと。

A.1.3 自分たち自身では避難できないほど危険が迫っている人たちについても、危険な場所から避難させなければなりません。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 危険にさらされている全地域に対し、確実に避難方法及び集合場所の情報を公的に知らせること。
- ◆ 障害者、老人、病院及び家にいる人々、又は、囚人を含めて、特定のニーズを有する人々及び移動が困難な人々を特定し、その人たちに移動手段を提供。
- ◆ 一般的に、被災者に対して移動手段を提供。
- ◆ 避難により、置いてきた家や財産に対する保護。

対策的措置:

- ◆ 適切な代替手段や避難ルートの特定、及び、残置した家財の保護手段を特定に参加。
- ◆ 財産や所有物の最新の正確な写真記録を作成。

A.1.4 以下に挙げるような、強制的な避難でない限り、その場を離れることを望まない人々を避難させるべきではありません。

- (a) 法律で規定されている場合。
- (b) 被災者の生命又は健康に対して、深刻かつ差し迫った脅威があるため、避難することが絶対的に必要であり、他のより影響の少ない方法では、その脅威を回避することができない場合。
- (c) 可能な限り、関係者に情報を周知し、協議を行ったうえで、実行する場合。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ リスクにさらされた人々に対して、避難場所及び避難する期間について、情報を提供し、アドバイスをすること。

グループ A: 人命の保護、人身の安全及び身体的完全性、及び家族関係

- ◆ リスクにさらされた人々が、避難したくない理由についてアドバイスをすること。

対策的措置:

- ◆ 避難を可能にする及び避難の条件を制限する法律の制定。
- ◆ 災害の起こりやすい地域のリスクの程度及びより影響の少ない方法の可能性について専門家の評価を受けること。
- ◆ 強制的な避難が求められる状況について、公衆意識を高めること。
- ◆ 強制的な避難が行われる方法と場合について、情報やアドバイスを提供すること。
- ◆ 緊急時対応策を検討することを含め、潜在的な被災者に任意の避難をする際の障害についてアドバイスをすること。

A.1.5 任意であれ、強制的であれ、避難は、被災者の命、尊厳、自由及び安全を十分に尊重する方法で行われるべきで、誰に対しても差別的な方法を用いてはならないべきです。可能な限り、関係者は、被災者が理解できる言語で、入手・利用可能な手段で情報を与えられ、避難が必要な理由、避難の継続期間と手順について知らされるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 避難者及び被災者の持ち物を登録し、避難状況をモニターすること。
- ◆ 移動手段が限られている場合、特定のニーズを有する人々を優先させること。

A.1.6 避難している人々、又は避難させられた人々は、警備/安全の状況が許す限り、被災者自身の居住地の近くにとどまることができるよう支援するべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 適切な近隣の避難所を特定し、優先順位をつけること。
- ◆ 積極的に、近隣のホスト・ファミリーを見つけること。

対策的措置:

- ◆ 国内避難に関する指針に基づき、避難者の受入れ及び保護について準備すること。
- ◆ ホスト・ファミリーの確認と共にこれに対する可能な報酬制度を準備すること。

A.1.7 被災者が収容され、又は、受け入れられた一時的避難所又は一時的な避難区域に指定された場所は、安全かつ被災者がさらなるリスクにさらされることのない場所であるべきです¹⁴。関係者の尊厳に配慮した生活環境を提供するべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 身体的安全に関する最低基準を満たしていることを確認するため、このような場所の安全性の評価を行い、可能な限り、判明したリスクを軽減する方策をとること。
- ◆ 判明したリスクを十分に軽減できない場所については、より安全な場所への緊急移動の準備をすること。
- ◆ 特別なニーズを有する人々を含めて、一時的避難所にいる避難者の適切な自治の手順及び参加できる仕組みを構築すること。
- ◆ 一時的避難所にいる全ての人々に、適時に現在の状況や将来の見込みについて情報を伝えるメカニズムを作ること。
- ◆ 一時的避難所に避難している人の保護に関する注意喚起および訓練活動、及び、潜在的な保護上の問題点に関する情報を、これらの機会を使って収集すること。

対策的措置:

- ◆ 一時的避難所に関する選択基準を設ける(地理的立地条件、建物のタイプと状態、建物の収容人数と大きさ、使用期間、近接性、コミュニケーション、衛生及び調理設備、予備の生活設備等)。
- ◆ 避難場所における指揮、調整、管理の役割及び責任を決定すること。
- ◆ 特定のニーズを有する人に対する事前配置物資(子どもたちのための遊具等)又は、一時的避難所のために特別に用意する事前配置物資。
- ◆ 一時的避難所又は一時的な避難場所にいる避難者のために働いている人たちに、行動規範について教育し、署名させること。

A.1.8 保護や支援を提供する国際的組織及びNGOは、避難者の生命、身体的完全性又は健康、差し迫った深刻な脅威を回避するのに関与する以外方法のない場合でない限り、強制的避難を実行し又は参加しないべきです。

¹⁴ 詳しくは、以下 A.3 及び A.4をご参照下さい。

グループ A: 人命の保護、人間の安全及び身体的完全性、及び家族関係

A.2 家族との別離に対する保護¹⁵

A.2.1 避難中、家族との別離は最低限にされるべきです。可能な限り、避難している子ども達は両親、祖父母又は保護者と一緒にいることを優先されるべきです。避難している子ども達が両親とではなく子どもの集団で避難させることは最後の手段とされるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 子ども達に識別タグやブレスレットを使うこと。
- ◆ 避難児童及び彼らの両親を登録すること。
- ◆ 避難児童が連れてこられた場所を登録し、その場所を両親に知らせること。

対策的措置:

- ◆ 一緒に避難させるには多数すぎる家族又は一人っ子を識別すること。
- ◆ 避難の前に識別するための用具を配布すること。
- ◆ 子ども達のための避難場所を特定するのに両親及び学校を関与させること。

A.2.2 避難中家族と離れた又は同伴者のいない子ども達に対しては一時的なかつ臨時の保護を行うべきです。養護施設や長期の養子縁組の手配は状況が不明な間は避けられるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 子ども達の一時的な臨時の保護及び監督のために適切な養護家庭又は両親を特定すること及び監督すること。
- ◆ 災害が起きる前に終了していなかった外国の養親への養子手続きは中断すること。

A.3 自然災害の二次的影響¹⁶からの保護

A.3.1 自然災害の被害を受けた人々は自然災害の潜在的二次的影響の危険から保護されるべきです。

¹⁵ D.3家族関係の再構築についてもご参照下さい。

¹⁶ この概念について添付資料Iの用語集をご参照下さい。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。¹⁷

- ◆ 被災者の潜在的二次的災害について周知させること。
- ◆ 被災者が滞在する場所のリスク評価を行うこと。
- ◆ 被災者が避難する、又は連れて行かれる場所のリスク評価を行うこと、そして必要に応じて、例えば洪水、汚水処理の氾濫等を防ぐような、技術的適合又は補正施策を当該場所に導入し、又はもし不可能か不十分であれば他の安全な場所への移転を計画すること。

対策的措置:

- ◆ 危険のマッピング(地図の作成)及びアップデート。
- ◆ 安全な場所の事前確認。

A.3.2 自然災害の被災者は、化学物質、有害廃棄物、対人地雷及び不発弾の危険、並びに自然災害の間に、移動し、隠され、又は、覆われている可能性のあるその他の危険物質から保護されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 関連地域を柵で囲うこと及びマーキングすること。
- ◆ 適切な処置をとるため特別組織に警告すること。
- ◆ 情報及び啓蒙キャンペーンの実施。

対策的措置:

- ◆ 化学物質、有害廃棄物、地雷、不発弾及びその他の危険物質のマッピングと除去は災害の危険がある地域において優先されるべきです。

A.4 性的暴力を含む女性に対する暴力等からの保護

A.4.1 緊急時及びその後において、自然災害の被災者の安全は保障されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 予防策:
 - 被災した住民の内部及び外部において暴力の潜在的な原因を特定すること及びマッピングすること。

¹⁷ 他の方策はA1.7もご参照下さい。

グループA 人命の保護、人間の安全及び身体的完全性、及び家族関係

- 暴力の危険に特にさらされる人、例えば独身女性や少女、一人親世帯、一人又は同伴者のいない子ども、老人、障害者などを特定し、マッピングすること。
 - 女性に対する暴力、強盗、略奪などの事件、もしくは治安の悪化を抱えている、又はその危険のある地域や場所に必要な保護をもたらすために、警察官の重点的展開を提唱すること。
 - 自然災害の結果として、搾取、不正取引などの新たな危険について新たな特別な保護の必要性にさらされる人々の間に啓蒙を行うこと。
 - 大規模又は過密状態の避難所を避けること。
 - 女性、子ども、老人及び障害者を含む被災者の代表を、キャンプや避難施設のデザインに関与させること、特に：
 - 避難所のデザイン、場所及びレイアウト。
 - 照明、柵で囲うこと及びその他の安全対策。
 - 食料品の配布及び給水所、公衆衛生施設、燃料源、健康、教育及びその他のコミュニティ施設の安全な場所及びそのアクセス。
- ◆ ホスト・コミュニティへの対立からの保護: これらの方策について、A.5をご参照下さい。
- ◆ キャンプまたは避難施設にいる被災者内部での暴力からの保護:
- 家族ではない男性を、必要に応じて、女性及び子どもから分離すること。
 - 地域の警察官、司法制度、関連する場合には避難所のマネジメント・コミッティーと協力して、被害者及びその家族が家庭内暴力の事件を報告する、又は申し立てることを可能にする子ども及び女性に優しい手続きを設立すること。
 - 例えば避難所内の警備を含む、避難所の人々をコミュニティとして組織するために、動員されたコミュニティの人々を利用すること。
 - 避難所の住民、特に女性との密接な連携のもとに、避難所住民の間の警護等の仕組みを確立すること。
- ◆ 監視、報告及び照会のメカニズムの設置:
- 避難所のオンブズパーソン・システム又は他の苦情処理及び監視システムの設立。
 - キャンプ及び避難施設における、全ての機関及びサービス提供者が避難者等に対して責任を有することを確保するための、苦情処理メカニズムの設立。
 - 人権侵害の被害者が必要とされるサービスを適時に照会できる照会のメカニズムの設立。
 - 国立の人権組織によるキャンプ、避難施設への定期的な訪問を確保すること。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- ◆ 組織犯罪から被害を受けた人々の保護:かかる方策はA.4.3をご参照下さい
- ◆ 人道的支援が配給されている場所における被災者の保護:
 - 可能な限り、受益者に対していつどこで支援が配布されるかについての事前情報を提供すること。
 - 女性、子ども、老人及び障害者に対して、他の受益者とは違う時間や場所で別途の配布を行うこと。
 - 人道的支援が軍隊等によって提供される場合には、一般市民の機関又は人道支援組織がかかる援助の供給を監督することを確実にすること。

対策的措置:

- ◆ 自覚を促すような、若い女性及び男性、少女、少年向けの冊子の作成。
- ◆ 緊急事態において働くための警察官の訓練。
- ◆ 安全上の問題の潜在源のマッピング。
- ◆ 事前特定及び避難所の計画に女性及び少女達を関与させることによって、それらに女性及び少女達の身体的及び個人的安全のための保護策を包含させること。

A.4.2 被災者、特に女性及び少女は、性的暴力等から保護されるべきであり、かかる暴力から逃れてきた人々に対しては適切なサポートを提供されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われる。

- ◆ 女性及び子どもを性的暴力等から守るための活動を、コミュニティ規模で行うこと。
- ◆ 科される刑事罰及び性的暴力等についてのリスクの教育キャンペーンをすること。
- ◆ ホットライン番号とともに携帯電話を配布すること。
- ◆ 女性及び子どもに安全な場所を確立すること。
- ◆ 可能な限り早期に、正規、非正規の教育活動及び子どもに優しい他の場所の提供を行うこと。
- ◆ 食料以外の女性のニーズを確保できるよう対策を特定すること、及び配布の安全な方法を計画すること。
- ◆ 性差に配慮した内密のサービス(健康、安全、法的/司法、及び心理的サポートを含む)、並びに性的暴力等から逃れてきた人への適切かつ実質的なサポートと同様の照会メカニズムへのアクセスを確保すること。これは、サービス提供者間並びに健康及びその他のシステムに対する実質的及び技術的支援を促すものになると思われる。

グループA 人命の保護、人間の安全及び身体的完全性、及び家族関係

- ◆ 女性に対する暴力に関する事件をどのように捜査し、対応するかについての警察官の能力の構築。これには訓練された女性セキュリティ・スタッフ、若しくは迅速な採用又は被災者のコミュニティの中の女性の活用を含みます。
- ◆ 地域の警察官、司法及び避難所管理の委員会の能力を強化して、女性に対する暴力の事件から逃れてきた人及びその家族が事件を報告することを可能にする女性及び子どもに優しい手続きを設置すること。
- ◆ 効果的な証人の保護及び出来るだけ早期に、時宜に即して女性に対する暴力の徹底した捜査及び起訴。
- ◆ 報告された女性に対する暴力の事件及びその傾向についての規則的な監視。
- ◆ 刑罰及び性的暴力等のリスクに関する教育キャンペーン。
- ◆ コミュニティの動員の配置。

A.4.3 被災者は、不正取引、児童就労並びに、結婚のために売られる、強制売春、性的搾取及びこれと同様の搾取の形態といった現代の奴隷的扱いから守られるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ 不正取引及び搾取等のリスクに直面する被災者を対象とした啓蒙キャンペーンを行うこと。
- ◆ 可能な限り早期に、正規、非正規の教育活動及び子どもに優しい他の場所の提供を行うこと。
- ◆ 不正取引、児童就労及び同様の搾取の形態の事件をどのように捜査し、対応するかについての警察官の能力の向上。
- ◆ 迅速な採用又は避難所内の女性の参加を通し、十分に訓練された女性スタッフを警察官の活動に参加させること。
- ◆ 地域の警察官、司法と避難所管理の委員会と協力して、犠牲者及びその家族が不正取引、児童就労及び同様の形態の搾取の事件を報告することを可能にする女性及び子どもに優しい手続きを設置すること。
- ◆ 効果的な証人及び被害者の保護及び出来るだけ早期に、不正取引、児童就労、児童徴用及び同様の搾取の形態の加害者の徹底した捜査及び起訴を実施すること。

A.4.4 暴力事件及びその他の人権侵害に対処するために、被災地及び被災者は、他のメカニズム、すなわち国内人権機関、オンブズ・パーソンや地域の弁護士会がアクセスを容易にできるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ 被災者の事件を問題として取り上げるよう機関に提唱し、認識を高めること。
- ◆ かかる機関に対してロジスティックス(後方的)及び人的な支援を提供すること。

対策的措置:

- ◆ 人道支援のための予算の範囲内で監視メカニズムの拡張を実施すること。
- ◆ 災害対応のリスクからの保護の詳細について、監視メカニズムのメンバーを訓練すること。

A.4.5 武力紛争地域において自然災害が発生した場合に、自然災害に被災した子ども達を、地域防衛軍を含む軍隊や武装集団からの徴用や利用から保護するために、国際基準及び手続きに従って、直ちに適切な予防的措置が執られ、また既存の方策が強化されるべきです(添付資料IIIをご参照下さい)。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ 児童の徴用及び戦闘に積極的に参加させるために児童を利用することが戦争犯罪に該当する可能性があること及び武力紛争において、軍隊、武装グループによる児童の徴用及び利用するリスクについての啓蒙キャンペーンを組織すること。
- ◆ かかる徴用や利用から子どもを守るコミュニティ規模の活動を行うこと。
- ◆ 医療的、心理社会的なサポート、一時的な保護及び家族の再結合を含む、軍隊や武装グループに関連する子どもにとって適切なサービスへ要求に応じてアクセスできるようにすること。
- ◆ 予防策及び保護策の両方として、徴用及び利用のリスクにある子どもに、教育の機会及び生計をたてる機会を提供すること。
- ◆ 避難の際に、キャンプ及び避難所の人道的、一般市民的性格が配慮されることを保障すること(A.5.3及びB.2.3をご参照下さい)。
- ◆ 適切な照会メカニズムで、被災地域を管轄する警察官及び軍部との関係を確立すること、必要に応じ能力の強化を行う。
- ◆ 被災国から他の国へ脱出する子ども達が軍隊又は武装グループの徴用や利用を免れるように、子ども達に保護を求める権利を効果的に行使することを確保すること。

グループ A: 人命の保護、人間の安全及び身体的完全性、及び家族関係

難民の決定は、紛争地域における徴用や配置を含む、少年や少女が経験している虐待の特殊な形態を考慮することを確認すること;そして

- ◆ 児童の軍隊及び武装グループへの徴用及び利用の発生及び傾向に対する規則的な監視をすること

A.5 ホスト・ファミリー及びホスト・コミュニティ又は避難所における安全性

A.5.1 国内避難者がホスト・ファミリーと共に生活する場合、適切な監視及びオンブズマン・システムが整備されるべきです。

上記に加えて、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ ホットライン又は近隣監視システムの構築
- ◆ カウンセリング及び法的助言サービスを備えたコミュニティ/女性センターの設立
- ◆ 大規模な数の国内避難者が存在する地域へのソーシャル・ワーカー、NGOスタッフ及び国内人権機関のスタッフの定期的訪問の実施
- ◆ 監視及びオンブズマン・システムを、障害者に利用可能であるとともに、子ども及び女性にやさしいものとする。

対策的措置

- ◆ 被災地において実施することができるように、監視及びオンブズマン・システムを、災害準備及び緊急時対応策に含めること。
- ◆ 災害状況が発生させ又は悪化させる特定のリスクを認識できるように、監視及びオンブズマン・システムのメンバーを訓練すること。

A.5.2 災害による避難民のためのキャンプ及び避難施設は、可能な限り、女性、高齢者及びその他の身体的安全性が最も危険にさらされている者を含む国内避難者の安全性及び保護を最大化し、かつ、ホスト・コミュニティへの影響を最小化するように設置及び設計されるべきです。

上記に加えて、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 洗浄及び共同衛生施設、給水所、食料配給所、給油所、健康及び教育施設は、生活地域の近くに設置すること。もしこれが不可能な場合には、特に夜間において、守衛の配置及び全ての通路への適切な照明によるものを含み、これらの場所を安全に利用できるようにすること。

- ◆ 最大レベルのプライバシー並びに好ましくない訪問者及び侵入者に対する保護を可能にする方法にて、避難所及び生活地域を設計すること。
- ◆ 法的な執行権限を有する者を通じ、また、避難コミュニティの間から選出され、性別及び年齢構成別の住民の代表であるキャンプ(仮設避難所)・避難所委員会(上記A.4.1をご参照下さい)を通じての安全性の監視。

A.5.3 緊急事態局面が終了したら直ちに、軍隊により設立されたキャンプ又は避難所は、民間当局又は民間機関により運営されるべきです。警察及び治安部隊の役割は、安全性の供給に限られるべきです。

A.6. 遺体の取扱い

A.6.1 死者の遺体は、略奪や切断を防止し、近親者に対する遺骸の返還を促すために、回収され、かつ、身元特定がされるべきです。

A.6.2 たとえば、近親者が特定できず、又は近親者への連絡ができない場合など、遺体が返還できない場合は、遺体は、将来の返還及び身元特定を促す方法によって処理されるべきです。身元不明の遺体の火葬は避けなければなりません。その代わりに、将来の身元特定及び家族への返還までの間、遺体は、一時的に、保存され、又は埋葬されるべきです。

A.6.3 遺体の処理に関する地方の宗教的及び文化的風習並びに信仰は、当初から考慮されるべきものです。当該処理は、死者及びその家族の尊厳とプライバシーを尊重する方法によりなされるべきです。葬儀場や墓標を、冒瀆や擾乱から守るための対策が採られるべきです。

A.6.4 家族に対しては、墓所又は遺体が処理された場所に関して十分に情報が提供されるべき、かつ、家族は、それらへの完全なアクセスを有するべきです。家族には、必要があれば慰霊碑を建て及び宗教的儀式を執り行う機会とともに、自らの宗教的及び文化的風習並びに信仰に従って再埋葬又は火葬するために遺体を回収する機会が与えられるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ 災害により死亡した人の数、年齢、性別、民族性及び宗教を決定するための大々的な調査又は記録活動の実施。死者の身元特定を促すための、生前データ(ante-mortem data; AMD)の適切な収集及び管理の、身元特定プロセスへの取り込み。

グループA 人命の保護、人間の安全及び身体的完全性、及び家族関係

- ◆ 大規模な埋葬その他の形式の処理が行われる前に、遺体に番号付け及び撮影をし、また、死者の詳細情報(例えば着衣)が特定又は記録されるようにすること。死者の写真、所持品及び書類に加えて、死者の生前データ(AMD)と遺体から得られる死後データ(post-mortem data; PMD)(指紋、歯の治療痕、特殊な手術痕、一般的な物理的特徴、DNA等)の一致に基づく法医学的身元特定メソッドも利用することができます。
- ◆ 大規模処理の場合：
 - 理解可能な言語及び方法による、遺体の身元特定手続について被災コミュニティへ情報提供するための公的な情報提供活動の実施。提供される情報は、特に、死者の写真及びその他の書類がどこで閲覧できるか、所持品や書類がどこで保管されているか及び法医学的検査がどこで実施されるかを示すべきです。
 - 親類が行方不明であることに関する法的及び民事的問題をその家族が解決しうるようにするために、遺族による要求があった場合において、死亡証明書を速やかに発行するための緊急下の法的及び行政手続の整備。これは、尊厳、真実及びもし発見された場合の近親者の遺体の最終的な回収についての権利を含む被災家族の権利を制限しないべきです。
- ◆ 集団墓地の場合：
 - 遺体の混同の回避。
 - 墓標内の各遺体の位置の標識及びマッピング。
 - 集団墓地の所在に関して被災地域へ情報提供するための公的な情報提供活動の実施。
- ◆ 災害による外国人被害者の遺体の身元特定及び返還について家族を援助するため、INTERPOLのほか、外国領事館及び大使館との緊密な連携。

対策的措置

- ◆ 身元特定の手段の迅速な構築のための、使い捨てカメラの備蓄。
- ◆ 身元特定データ用紙の作成。
- ◆ 集団墓地に適した場所のほか、遺体安置所及びその他の低温墓所の特定。



グループB: 食料、健康、住まい及び教育の供給に関する権利保護

B.1 人道物資及びサービスの利用と供給 - 総則

B.1.1 人道物資及びサービスは、ニーズの相違以外のいかなる種類の区別なく、また、人種、肌色、性別、言語、障害、宗教、政治若しくはその他の価値観、国籍若しくは社会上の身分、財産、出生地、年齢又はその他の地位に関する差別をせず、想定されるニーズに応じて供給されるべきものです。全ての被災者は、自らの基本的なニーズに応える物資やサービスを、安全に、また制限や差別なしに利用できるべきです。特定のニーズを有する人が、物資やサービスを適切に利用できるようにするために、必要な限度で、優先利用権や個別配給制といった特別な措置を取るべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われる。

- ◆ 特定のニーズを有する全ての種類の人々を含み、また、ニーズを客観的に把握できる、実績ある査定手段を使用すること。
- ◆ 特定のニーズを有する人、高齢者、障害者、疾病にかかった人又は幼児・幼い子どもがいる母親が食料、水を平等に入手し、健康その他の人道サービスを平等に利用できているかどうかを監視し、もしできていなければ、その人々に優先利用権を与えるか、若しくは物資やサービスを個別に配給する場所・個別に配給する時間を設ける等の措置をとること。
- ◆ 人道物資の分配において、母子家庭、孤児、高齢者、障害者又はその他特定のニーズがある人を組織的に含めること。
- ◆ 物資の分配場所を、暴動者又はその他暴力的な手段を行使し得る者から保護すること。
- ◆ 物資分配の後に受給者がさらされる危険を監視すること。

対策的措置

- ◆ 天災の前に、ニーズを査定できる手段を用意しておくこと。
- ◆ 物資の分配のための安全な経路及び場所を分析しておくこと。
- ◆ 特別のニーズがある人に対する特定の分配方法を企図しておくこと。

B.1.2 被災者に提供される人道物資及びサービスは、適切なものであるべきです。かかる物資及びサービスが適切なものであると言うためには、それらが(i)入手可能であり、(ii)利用可能であり、(iii)受容されるものであり、(iv)順応できるものである必要があります。

(i)「**入手可能性**」とは、かかる物資やサービスが被災者に対し、十分な質及び数量にて供給されることを意味します。

(ii)「**利用可能性**」とは、かかる物資やサービスが、(a)ニーズに応じて全ての人々に差別なくして供給され、(b)安全な場所にあり、特定のニーズを有する人を含め全ての人々が物理的に利用できる状態にあり、(c)受給者に知られていること、を意味します。

(iii)「**受容性**」とは、かかる物資やサービスが、個人、少数集団、大衆及びコミュニティの文化を尊重したものであり、また、性別や年齢に応じて細やかに対応されるものであることを意味します。

(iv)「**順応性**」とは、かかる物資やサービスが、緊急避難や復興、国内避難者の場合には、住居への帰宅、地域社会の融合又は当該国内の他の地域での定住といった各段階におけるニーズの変化に応じて、柔軟に提供されることを意味します。

人道支援活動参加者は、上記の基準の各要素を、可能な限り早期に達成するべきです。緊急非常事態の段階における食料、水、衛生、避難所、衣服及び健康面のサービスは、これらが生存のために必要なものであり、国際的に認知された基準を満たすものであれば(Annex IIIをご参照下さい。)、適切なものであると考えられます。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われれます。

◆ 入手可能性に関し、

- 災害の多い地域では、事前に備蓄された食料及び食料以外の物資を使用すること。
- 可能な限り、量(食料等)や仕様(テントや料理器具のサイズ等)を人々の異なるニーズに応じたものであるようにすること。

◆ 差別のない利用可能性に関し、

- 可能な限り早期に、災害前に行われていた差別の前歴及び特別のニーズを有する人を特定し、かかる人々が差別を受けることを防止し、仮に差別が起これば介入して止めさせる為に現在行われている人道支援活動を監視すること。
- 特定のニーズがある人を含め、被災者の住民を、例えば食料や食料以外の物資の分配等の人道支援活動におけるメンバーに含めること。
- 人道物資及びサービスを得るためには被災者が賄賂を渡したり、性的サービスを行うことを要する事例がないか監視し、仮に発生すれば介入すること。

B.1.3 及び B.1.4記載の措置もご参照下さい。

グループB: 食料、健康、住まい及び教育の供給に関する権利保護

- ◆ 受容性に関し、
 - 可能な範囲内で、食料、医薬品又はその他衣服等の物資が、
 - 被災者にとって、特に被災者が現地の先住民である場合又は特定の民族・宗教団体に属する場合にはその人々にとって、文化的に受容できるものにする。
 - 高齢者、妊婦、授乳をする母親、幼児、障害者、疾病にかかっている人又はその他特別なニーズを有する人のそれぞれのニーズに応じたものにする。
- ◆ 順応性に関し、
 - 食料、水、衛生、食料以外の物資、避難所、健康及びその他のサービスが、緊急時には最低限の基準を満たすものとし、緊急時が過ぎた後には、かかる物資及びサービスを改善し、その時々に応じて変化するニーズに合うものとする。

対策的措置

- ◆ 食料、避難所、衣服等について文化的なニーズを調査しておくこと。
- ◆ 年齢、性別、障害、慢性疾患又はその他の要素に関してニーズがどのようなものになるかを測定するために、非分散的なデータを使用すること。
- ◆ 物資の事前配置 – 遠隔地に対するものも含む

B.1.3 災害によって避難を余儀なくされる場合、国内避難者の特定のニーズ、及びかかる避難者が移動してくることによってホスト・コミュニティが直面するニーズは、人道支援活動においては無差別かつ客観的基準によって対処されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 国内避難者と同一の又は同様のニーズを有するホスト・コミュニティの人々に人道支援活動を行うこと。
- ◆ ホスト・コミュニティの受容力と復興する力を強化するために、必要に応じ、コミュニティに根ざした活動を行うこと。例えば、水道及び衛生施設を更に提供すること、コミュニティの学校・健康面のサービスを強化すること、コミュニティの基礎的な栄養を確保するために学校給食を提供すること、ホスト家族が住居を増設するための建物資材を提供することや、ホスト家族と寝泊りしている国内避難者に対する現金の助成金といったものが考えられます。
- ◆ 避難コミュニティ間、又は避難コミュニティとホスト・コミュニティ間における潜在的な文化的、政治的又はその他の緊張状態についての分析、査定及び注意喚起を人道的支援を行う関係者に対して行うとともに、かかる分析を人道支援活動の計画に盛り込むようにすること。

対策的措置

- ◆ 国内避難者の流入によって結果的にホスト・コミュニティに生じるニーズを予測すること。
- ◆ 避難所の敷地や施設の選定についての決定及び決定プロセスに、ホスト・コミュニティに参加してもらうこと。

B.1.4 人道支援活動のための特定のプログラムの考案には、関係社会における性別を考慮した役割を勘案し、かつ、これに対応するべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 救援物資の配布、特に女性に対する物資の配布において、チームに女性を含めること。
- ◆ 公共の場において文化伝統的な理由から女性が移動しにくい場所では、複数の異なる物資の配布経路・ライン又は地点を設定すること。
- ◆ コミュニティや家族による物資・サービスの配布と利用における女性又は男性に対する差別的事例を確認・監視し、かかる事例をコミュニティのリーダーや家族の長に対して提起すること。

B.2 十分な食料、水、公衆衛生、避難所、衣類などの一定の物資の供給；必要な保健サービス及び教育

B.2.1 食料を手に入れる権利は尊重され保護されるべきです。これは、差別されること無く十分な量の適切な食料を物理的且つ手頃な価格にて手にいれることができること、又はその調達的手段を有する権利として理解されるべきです。食料に関する介入については適切に計画されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 食糧の配給活動の計画、立案、推進において、特に女性について、被災したコミュニティに最大限参加してもらうようにすること。例えば、対象グループによる議論を組織し、女性の代表者を定めるためにコミュニティ組織を利用すること。
- ◆ 特定のニーズを有する人々—例えば、同伴者のいない子ども、高齢者、援助を必要とする障害者、HIV/AIDSなどの長期的又は慢性的疾患をもつ人で、被災中にその介護者を失った人などが食料を手に入れることを妨げられないこと。特に、
 - 特定のニーズを有する人々を含む全ての受給者にとって、食料の供給の頻度、時間、量及びどれだけの量が供給される予定かについて、明確で手に入れやすい情報の提供。

グループB: 食料、健康、住まい及び教育の供給に関する権利保護

- 仮に、伝統的に、食糧不足の時期に女性及び子どもが男性よりも少ない食料しか受け取れない場合、又は、食料が他の目的に流用されてしまう危険がある場合には、女性及び同伴者のいない子どもに対する直接の食糧配給。
 - 老人、HIV/AIDSその他の病気をもつ人、妊婦、障害者、同伴者のいない子どもが長時間列に並んだり、供給所から彼らの住居まで重い荷物を持って運んだりすることが無いような方法での分配及び援助(食料袋を分ければ自分自身で食料を運ぶことができる)。
 - 食事を自分自身で準備ができない場合、一緒に準備をするため支援家族と特定のニーズを有する人々を組むこと。
- ◆ 食料及び栄養プログラムにおいて性的虐待を防止する計画を策定すること。
 - ◆ 妊婦及び授乳中の母親、乳児、子ども、高齢者及び長期的又は慢性的疾患をもつ人の特別なニーズに応じるよう食料を供給すること。
 - ◆ 配給された食糧が、調理された食事であるか固形食料であるかを問わず、国際的栄養基準を満たすものであり、文化的に住民に受け入れられるものであるようにすること。もしできるならば、被災した人々の常食が提供されるべきです。食文化・慣習は初期の緊急判断に含められるべきです。

B.2.2 水と公衆衛生を手に入れる権利は尊重され保護されるべきです。これは、差別無く個人用水及び生活用水として十分な量で、安全で、受容されるものであり、物理的に入手しやすく、かつ手頃な価格の水を手に入れる権利として理解されるべきです。水及び公衆衛生に関する介入は適切に計画されるべきです。少なくとも、脱水症を防ぐのに必要な量の安全な水が提供されるべきです。そして、尊厳のある生活のため消費、調理並びに個人及び衛生に必要な量を提供するべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 一時的キャンプ、避難所及び恒久移転施設において、水道ポンプ、トイレ及び入浴設備を含む適切な水及び公衆衛生が存在するようにすること。これらは、
 - 障害者及び高齢者にとって使用可能でありかつ使いやすいものであること。
 - 例えば夜間には十分な明かりが存在するなど、安全であること。
- ◆ キャンプ及び避難所において、男性及び女性並びに一人親家庭に分かれたトイレ及び入浴施設を提供すること。

A.4において提案されている性暴力等に対する防御の方法もご参照下さい。

B.2.3 避難所に入る権利は尊重され保護されるべきです。これは、人々が安全で、平和でかつ尊厳のある生活を行うことのできる宿泊施設を有する権利として理解されるべきです。避難所に関する介入は適切に計画されるべきです。キャンプ及び避難施設は最後の手段であるべきで、ホスト・ファミリーの調整、自立、又は緊急の復旧の可能性がない場合に限り設立されるべきです。避難所が存在する場合、次の原則が尊重されるべきです。

- (a) 被災者はキャンプ及び避難施設に自由に入出入りすることが許されるべきです。このような出入りは、入居者及び周辺住民の安全及び健康を保護するために必要でない限り制限されたり禁止されたりするべきではありません。仮に制限がされる場合、その制限は絶対に必要な場合以外に継続して強制されるべきではありません。
- (b) 被災者の一般人たる性質を常に維持するため、武装警備隊又は警察による安全の提供が必要でない限り、キャンプ及び避難施設における武装勢力の存在は控えるべきです。武装勢力が存在する場合、彼らは一般市民から離れているべきです。もし彼らが当該キャンプ及び施設に滞在する家族の一員であるならば、当該キャンプ及び施設に武器を持ち込んだり制服及び特徴的な記章を身につけたりすることは許されるべきではありません。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われる。

- ◆ 国内避難者については、ホスト・ファミリーとの生活の調整を優先的に与え(ホスト・ファミリーは避難プログラム用の現金、又は、適切であれば、住居を拡張するための建設資材を含む食料以外の物資の供給により援助されます。)、また、該当する地元自治体との協議により、地域社会又は利用されていない施設を使用させ、また、公的な土地の宿泊施設を退去させられた人に非公式であるものの適切な宿泊施設を認めること。
- ◆ 女性が、単独であるか子どもを連れているかを問わず、安全で安心できる特定の場所を作ること。
- ◆ 可能な範囲で、特に女性と子どものプライバシーに関して、文化的に許容できる避難場所を提供すること。
- ◆ 障害者又は高齢者に提供された避難場所(高齢者に優しい避難場所)が安全で、適切で、利用しやすいようにすること。
- ◆ 可能な限り、生活及び雇用へアクセスのしやすい場所にキャンプ及び避難施設を設置するようにすること。

B.2.4 国内避難者は、代替宿泊施設への移手段がなく、かつ、絶対に必要な限りの時間においては、使用されていない私的な財産、土地、所有物を占有することが許されるべきです。被災した私的な財産の所有者は当該使用につき適切な補償を受けるべきです。適正手続の保障と公正で公平な法的手続きの利用は全ての当事者に確保されるべきです。

グループB: 食料、健康、住まい及び教育の供給に関する権利保護

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 国内避難者の一時的使用のため、未使用の公的又は私的財産、土地、所有物を割り当てる客観的基準及び公的仕組みを確立すること。
- ◆ 自発的に又は所轄官庁の指示に基づき未使用の公的又は私的財産、土地及び所有物を占有し使用している国内避難者を登録すること。
- ◆ 私的財産を占有された所有者に対する補償を確実にする制度を設けること。
- ◆ 国内避難者とその使用している財産の正当な所有者との間で紛争が生じた場合に既存の法的手続きの利用を全ての当事者に対して促し、また、必要であれば、当該手続きの創設を主張すること。

対策的措置

- ◆ 災害の起こりやすい地域における所有権についての以下のような問題についての明確な理解: 誰が所有者なのか? 公的又は共用の土地とは何か? 所有権についてどのような分類が存在するか? 所有者が不在の場合又は代理の場合誰が判断を下すことができるのか?

B.2.5 健康に対する権利は尊重され保護されるべきです。これは、差別されること無く、適時に、適切で、利用可能で、文化的に受け入れられ、かつ性別に配慮した健康管理を受ける権利として、健康についての根本的な決定要因(例えば安全で飲用に適した水及び適切な公衆衛生、安全な食料、栄養及び住居の適切な補給など)、健康に関する職業的及び環境的状况、並びに性と生殖に関する健康に関するものを含む健康関連の教育及び情報と同様に、理解されるべきです。健康に関する介入は適切に計画されるべきです。特に、次の事項に対しては特別な注意が払われるべきです。

- (a) 問題及びニーズが既に発生しているかどうか、緊急なものかどうか、人道的な応答に関するものかどうかに係わらず、精神的健康及び精神的・社会的ケアを含む医療を必要としている被災者のニーズ。
- (b) 女性及び少女の健康に関するニーズ。これには、医療サービスの利用及び少なくとも優先的な性及び生殖に関する医療サービスの提供が含まれ、それには、母体の病気や死亡を防ぐ措置、性的暴力を防ぎ医学的に管理する措置及びHIVを防ぐ措置が含まれます。具体的には、適切な医療及び衛生的な支給品の提供、生殖及び特別な医療サービスの利用といったものが考えられ、家族計画及び緊急の産科医療を含みます。
- (c) 被災者の間での、HIV/AIDSを含む伝染性の疾患の防止、対応及び緩和。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- (d) 負傷者及び障害者が必要とする特別なサービスのニーズ。
- (e) 慢性疾患を患っている人々の健康ニーズ。
- (f) コミュニティ単位の心理的援助、初期治療段階での特別な精神的医療サービス及び必要に応じて精神障害を有する被災者の特別なサービスへのニーズ。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 女性の医療サービスが適切で文化的に繊細なものであることを緊急の早期段階で確認し、女性及び少女がそれらのサービスを利用できるようにすること。
- ◆ 無料の医療サービスを提供すること(特に緊急段階の期間において)。
- ◆ 十分な女性の医療スタッフと、必要であれば女性の通訳者を、サービスを提供する場に確保すること。
- ◆ 負傷者及び障害者の特別な医療及びリハビリテーションのニーズに応え、更なる長期の機能障害を防ぐため、当該者を援助すること。
- ◆ 女性、少女、及び関連のある限りで、男性及び少年が国際基準(別紙Ⅲをご参照下さい)に従った少なくとも最小限の優先的な生殖に関する医療サービス一式及び家族計画、検査及び性的伝染病の治療を含むその他の重要なサービスを安全且つ容易に利用できるようにすること。
- ◆ 容易に利用できる、性に配慮したカウンセリング及びケア・サービスを性暴力の生存者及びその子ども達に必要なに応じて提供すること。
- ◆ 直近緊急対応及び長期的な復興の努力の一部に、文化的に適切な地域社会に根ざした児童及び若者向け精神的・社会的サポート・プログラムを含めること。精神的・社会的サポート・プログラムを既存のコミュニティ・サービス(例えば学校のカリキュラム、青少年クラブ、診療所など)に馴染ませること。必要且つ適切であれば精神的健康ケアを利用できるようにすること。
- ◆ 医療センターを建設する際、文化的に適切な場合、待合室において男性と女性を分けるようにすること。被災コミュニティにおける社会構造及び文化的伝統に基づいて、特に直面している健康問題の種類に基づいて、患者を外から見える所から遮蔽すること。
- ◆ 例えばアルコール依存症及びその他の薬物中毒についてのコミュニティ単位の周知キャンペーンなど、災害の直後におけるアルコール及びその他の薬物の使用についての問題を説明するプログラムを提供すること。
- ◆ 可能な限り、全ての必要な医療ケア施設に容易にアクセスできる場所にキャンプ及び避難施設並びに恒久移転施設を設置すること。それができないのであれば、それらの場所に医療施設を設けること。

グループB: 食料、健康、住まい及び教育の供給に関する権利保護

- ◆ HIV/AIDSをもつ人々の心配と災害に対する対応が完全に一致するようにするため、地域自治体及び当局者並びに人道支援者に、HIV/AIDS、人権(秘密性及び無差別に関する権利を含む。)、HIV/AIDSをもつ人々のニーズについて教育し認識を高めること。
- ◆ HIV/AIDSをもつ人々を特定し、抗レトロウイルス療法を必要としている人が利用できるよう確保すること。及び、
- ◆ HIV/AIDSをもつ人々に対して行われる可能性のある差別を計画段階において分析すること。もしHIV/AIDSをもつ人々が自発的に検査する場合、それが該当人からの完全な情報に基づく同意を得て行われること及び秘密裏に行われることを確保し、陽性反応が確認された人々がキャンプ及び避難施設内において差別されず、また援助の配給において差別されないようにすること。強制的HIV検査を決して検討してはなりません。

B.2.6 教育を受ける権利は尊重され保護されるべきです。これは、差別無く、すべての形式において、全ての可能なレベルにおいて、利用可能で、受け入れ可能で、包括的な教育を受ける権利として理解されるべきです。教育に関する介入は適切に計画されるべきです。小学校において、教育は義務的でありかつ無料であるべきです。全ての教育レベルにおける介入及び活動は次の原則に基づくべきです。

- (a) 子ども及び若者を、避難しているか否かにかかわらず、災害後できるだけ早期に素早く安全な学習環境の学校又は教育プログラムに戻すことを、差別無く促すべきです。これは、仮に通常必要とされる証明書類が破損しているとしても同様です。
- (b) 少女及び女性並びに被災者のうち社会から取り残されたグループのメンバーが教育を完全かつ平等に受けられるようにする、特に注力をするべきです。
- (c) 教育は被災者の文化的アイデンティティ、言語、及び伝統を尊重するべきです。
- (d) 障害を持つ子どものニーズには特別な注意が払われるべきです。
- (e) 学校は避難所としては最後の手段としてのみ使用されるべきであり、必要とされる限りの時間に留められるべきです。そのような場合には、代わりの教室、例えばテントなどが提供されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 存在する校舎および施設の安全性並びに教員及び生徒への災害の影響(すなわち、死者・負傷者の数、両親・兄弟姉妹・その他の家族を亡くした家族の影響、財産及び所有物の喪失)の考慮を教育ニーズの評価に含めること。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- ◆ 可能な限り、一時キャンプ及び住居並びに一時的又は恒久的移転先及び再定住先が、学校又は他の教育施設に近い場所に置かれていること。
- ◆ 学校をできるだけ早期に再開するために、初期段階において、被災者との完全な相談により、校舎に滞在している避難者のための安全で適切な代替りの避難所を特定すること。授業をできるだけ早く再開できるよう地域コミュニティ、生徒、両親及び教師に校舎の清掃及び修復において積極的役割を担わせること。
- ◆ ニーズの評価に基づいて、緊急対応の期間中出来るだけ早期に学校の再開及び授業の再開の計画を進めること。
- ◆ 学校が再建された時又は仮設の学校が設置されたときに女性及び少女の機動性及び安全性に関する懸念について検討すること。
- ◆ 例えば出生証明書やその他の個人的書類、学校の制服及び両親から提供される学校の必需品など、学校に出席する上での制限は、少なくとも一時的に解除されるよう主張していくこと。
- ◆ 子ども達ができるだけ早く学校に戻ってくることを可能とするための必要な援助及び支援が提供されること。特に、
 - 校長及び地域の教育委員会に学校の登録に必要な書類に関して柔軟な対応を求めること。
 - 子ども達ができるだけ早く学校に戻ってくることを促す緊急の学校登録及び活動を支援すること。
 - 死亡したり負傷したり災害期間中避難した教員に代わる緊急の教員の訓練を支援すること。
- ◆ 障害又はHIV/AIDSをもった子ども達、その他の不利益を受け又社会から取り残されたグループに属する子ども達がいかなる差別も無く教育及び訓練の機会を平等に得ることを確保すること。
- ◆ 心理的・社会的支援プログラム、公的健康情報(HIV/AIDSの防止を含む)、地雷の認識、関連保護問題に関するその他の内容を、災害の直後における学校のカリキュラムに組み入れること。

グループC: 居住に関する権利の保護; 土地及び資産; 生計及び中等・高等教育

C.1 居住、土地、家屋及び財産

C.1.1 財産権は尊重され、保護されるべきです。これは、妨害又は差別を受けることなく、土地、住居、その他の資産及び財産を享受する権利として理解されるべきです。財産に対する介入は適切に策定されるべきです。財産権は、個別的なものであれ、包括的なものであれ、正式に確立した権利であれ、慣習上の権利又は継続的かつ平穏な所有又は占有であれ、いずれも尊重されなければなりません。

C.1.2 自然災害によって住む場所を失った人、コミュニティ、先住民族の残した財産権及び財産は、略奪、破壊、恣意的又は違法な横領、占有、使用から可能な限り最大限保護されるべきです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 残された目印となるものや財産の写真記録を取ること。
- ◆ 住居を失った人の残した財産を記録する標準様式を利用すること。
- ◆ 破壊や略奪が行われる恐れがある地域に対する警察力の配備を支援すること。
- ◆ 違法に占拠し又は使用する者に対する不服申し立てなどの、救済を受けることができる効果的な手段を所有者のために確保すること。

C.1.3 土地所有権や財産権を証明する証書・書類を自然災害で喪失又は破損若しくは土地境界標が破壊してしまった各所有者又はコミュニティは差別されることなく、公平に、遅滞なく、元の土地や財産の所有権を取り戻す手続に申請できるようにするべきです。そしてそのような手続に関する情報がこれらの人に届くようにするべきです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ このような所有者に対する法的アドバイスを提供すること。

- ◆ 子どもや女性が世帯主の家庭を含む土地所有権を証する証書の復元を容易にするための手続の制定を支援すること。
- ◆ 財産問題を取扱う行政又は司法機関の能力を強化、人的支援やその他の支援を提供すること。

対策的措置:

- ◆ 土地台帳その他の所有権・財産権に関する書類の安全性を確保し、かつ被災地におけるこれらの書類を保存すること。
- ◆ 関連書類の復元が不可能な場合において、信用性の高い証人(例えば、近隣居住者や地域組織)の証言などを災害直後における所有権証明の代替手段として認める関連法規の改正の提唱すること。

C.14 既存の行政又は司法手続では遅滞なく事務処理することができない場合には、争いのある土地及び財産に対する主張についての審査手続を簡素化する特別の制度を導入し、差別なく利用しやすいものにするべきです。このような手続は適正手続が保障され、かつ当該主張に対する遅滞なく判断が下されるものであるべきです。一方当事者がその判断を受入れられない場合には、中立的な法廷又は裁判所に対して申立を行う権利が保障されるべきです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ 当該手続策定の提唱。
- ◆ 当該措置に関する能力を強化、人的支援その他の支援の提供。
- ◆ 当該制度についての職員の能力開発。
- ◆ 被災者に対するその権利及び手続の申請方法に関する情報提供。

対策的措置:

- ◆ 当該制度関連法規の改正の提唱。

C.15 被災女性、特に未亡人、又は親が死亡した子どもは、住宅、土地、財産又は所有権の(再)請求や住宅、土地の自己の名義による権利証書の取得について助力をするべきです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ このような人達に対する法的アドバイス又は法的援助。
- ◆ 必要に応じ、女性及び子どもが自己名義による財産の所有を認める法律の改正の提唱。
- ◆ 子ども及び女性が利用しやすい手続の策定や的を絞ったこれらの手続やその利用方法に関する情報の発信。

グループC: 居住に関する権利の保護; 土地及び資産; 生計及び中等・高等教育

C.1.6 土地に対する権限の証明書を持っていない先住民族や少数民族グループの土地に対する権利や土地所有権に関する伝統的要求は尊重すべきです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ このようなコミュニティに対する法的アドバイス又は法的援助。
- ◆ 必要に応じ、先住民族や少数民族グループが自己の土地に対する権利を保護する手続や法律の改正の提唱。

C.2 一時的避難所、仮設住宅及び立ち退き

C.2.1 提供される一時的避難所又は仮設住宅は国際人権法の適正要件を充足するものであるべきです。適正の基準は、アクセスのしやすさ、価格面の適正性、居住性、居住期間の安定性、文化的適正性、所在地の適正性及び健康や教育(B.1.2をご参照下さい)などの重要なサービスに対するアクセスのしやすさから判断されます。将来の災害における損害の縮減を目的とする安全性基準の尊重もまた適正性の基準となります。

C.2.2 緊急避難所から一時的避難所又は恒久的住居への素早い移転を可能にする適切な方策を、いかなる差別もなく、できるだけ速やかに講じるべきです。

C.2.3 すべての被災者及び被災グループは、賃借人、所有者及び家主に対して、一時的避難所及び恒久的住居プログラムの計画策定及び導入につき協議を受け、かつ参加すべきです。いかなる緊急避難所から一時的避難所又は恒久的住居への移転の決定もその当事者の完全なる参加及び判断/同意に基づかなければなりません。

C.2.4 C.2.3に従った協議、参加がなされたにもかかわらず、強制的避難（前記A.1.4をご参照下さい）を除いて、立ち退きが不可避な状況にある場合には、以下のすべての手続保障的措置がとられるべきです。

- (a) 被災者との誠実な協議の機会。
- (b) 立ち退きの予定日前の適切かつ合理的な通知。
- (c) 立ち退き及び将来の土地利用に関する入手しやすい形式での適時な情報の提供。
- (d) 立ち退き期間中の政府職員の滞在。
- (e) 立ち退きさせられたすべての人の適切な確認及び記録。
- (f) 立ち退きを実行しているすべての人の適切な確認。

- (g) 悪天候下又は夜間の立ち退きの禁止。
- (h) 法的救済の提供。
- (i) 必要に応じた司法的是正を求めるための法的援助の提供。

C.2.5 立ち退きにより一特に国内避難者の置き去りにした不動産及び財産の後続する占有及び避難との関係で退去命令を受けた人達について一ホームレスや人権侵害にさらされやすい状態に陥れないべきです。自分では住む場所を用意できない人達に適正な代替施設が利用できるような適切な手段を講ずるべきです。

C.3 生計及び仕事

C.3.1 生計手段及び雇用機会へのアクセスは、経済活動、自然災害により破壊された雇用機会及び生計を回復させるプロジェクトと同様に、差別されることなく、速やかかつ包括的に進めるべきです。緊急事態対応の段階において、可能な限り最大限の対策が行われるべきです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ あらゆる属性の被災住民が、壊滅した生計の再建や再訓練を受ける権利に関して、十分に情報提供を受け、協議及び判断過程に参加することが確保されるようにコミュニティ・ベースの戦略を立てること。
- ◆ 女性を含むあらゆる属性の被災住民の再訓練や技能開発プログラムへ参加できるようなアクセスを確保し、公式又は非公式経済のもとでは往々にして忘れられてしまいがちな高齢者などの特定の集団の役割を考慮すること。
- ◆ 女性や特別なニーズのある人達を人身売買、性的な犠牲や虐待、売春強要又はその他の乱用的かつ危険な収入源から隔離し、経済的自立の機会を提供すること。
- ◆ 身体障害者やHIV/AIDSなどの慢性的、長期的な病気を持つ人がいかなる差別も受けることなく、雇用や訓練の機会を十分に得られるように確保すること。
- ◆ 訓練プログラムが、女性や子どもや社会的・経済的・民族的・宗教的・人種の少数派の人達を低賃金かつ劣悪な労働条件の最悪の職種に追いやるような既存の社会的又は固定観念的な労働の性分裂を増長してしまうことのないように確保すること。

グループC: 居住に関する権利の保護; 土地及び資産; 生計及び中等・高等教育

C.3.2 生計手段及び雇用の機会を得られた被災者は、不公正、不健康かつ危険な労働条件から守られるべきです。

児童労働及び奴隷の現代的形態に関するA.4.3を参照下さい

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 健康及び安全性、適正賃金及び環境面の持続可能性に関する国際的基準の壊滅的な被害を受けた経済分野の復興/再生への適用を確保し、被災者がこの基準を認識できるようにすること。

C.3.3 キャンプや避難施設、恒久移転施設は被災者が生計手段及び雇用の機会を得ることを妨げるような地域に設置しないべきです。

C.4 中等・高等教育

C.4.1 中等・高等教育を受ける機会は可能な限り、中断させないべきです。被災の結果として、経済的に勉学を続けることができなくなるような学生は特にそうです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 被災学生に対する特別奨学金の提供。
- ◆ 被災学生に対する学費の引下げ又は免除。
- ◆ 受験できなかった被災学生に対する特別コースの提供や特別受験期間の設定。



**グループD:
書類に関連する権利の保護;
移動; 家族関係の再構築;
表現及び意見;選挙**

D.1 書類

D.1.1 自然災害により喪失又は破損した身分証明その他のための個人の証明書類(出生・結婚・死亡証明書、個人識別証及び旅券、教育・健康に関する証明書など)はできるだけ早く被災者に返すべきです。以下の原則が尊重されるべきです。

- (a) いかなる種類の書類が発行される場合であっても、女性と男性は対等に扱われなければなりません。女性は自分自身の名義で証明書類の発行を受けるべきです。
- (b) 同伴者のいない、家族と離れてしまった、親が亡くなってしまった子どもも自分自身の名義で証明書類の発行を受けるべきです。
- (c) 市民権のない人達の証明書類の発行を受けるニーズに対しても留意が払われるべきです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 個人の証明書類の再発行に関する行政手続の簡素化措置を早急に講じ、当該手続を制定するように提唱すること(例えば、被災者の同一性を確認できる証人/コミュニティ・リーダー/年長者/地域の当局者を国内避難民が生活する場所に連れて行くこと、証明書類の発行や復元を受けるための手数料の減額又は免除など)。
- ◆ 個人の証明書類の(再)発行を行う裁判官やその他の関係当局者からなる移動部隊を被災地域に派遣すること。

対策的措置:

- ◆ 復元された個人の証明書類及び関連情報の写しの安全性確保。

D.1.2 個人の証明書類の喪失により以下のように使用されないべきです。

- (a) 主要食料及び救援サービス提供しないことを正当化すること。
- (b) 個人に対し安全な地域への移動や自宅への帰宅の妨害となること。
- (c) 雇用機会を得るための障害となること。
- (d) 教育や不可欠な医療などの基本的サービスを受ける機会の失わせること。

D.1.3 土地保有や所有権の証明書類の喪失が、その財産権行使の障害とならないようにするべきです(前記C.1.3をご参照下さい)。

D.1.4 被災者に対する人道的支援活動を行う組織は、未登録であっても救命物資や救命サービスを提供し、又は当該支援目的で人道支援活動の緊急段階の間は遅滞なく、受給者を登録するべきです。

D.1.5 収集された個人情報及びこれに関連する記録は一切不正使用されないようにするべきです。

とりわけ以下の活動が検討に値すると思われまます。

- ◆ 紙による個人情報は常に施錠保管され、電子的データはパスワードを付けてかつ暗号化され、当該情報は(監視者の設置を含め)安全な場所に保管すること。
- ◆ 個人情報の共有及び情報が共有される個人の識別に関する厳格な手続を策定し、実施すること。
- ◆ 収集目的が達成された場合には直ちに情報を廃棄すること。

対策的措置:

- ◆ 人道的支援を行う関係者は情報収集ポリシー及び利用手続を整備すること。

D.2 移動の自由、とりわけ持続的な解決に照らして¹

D.2.1 避難しているか否かにかかわらず、被災者が**自由に移動する権利**は尊重され、保護されるべきです。この権利には、危険地域に留まるか離れるかを自由に決めることができる権利も含まれと理解するべきです。この権利が制約を受けるのは、(i)法律の定めにより、(ii)被災者の安全の確保のみを目的とし、(iii)より低い負担をかける他の措置が存在しない場合に限られるべきです。避難(上記 A.1.3 から A.1.7)の場合、一時的移転の期間は必要最小限にとどめられるべきです。

¹ 移動の自由及び考えられる制約についてのその他の重要な側面—すなわち、避難及び強制的立ち退き—については上記(ガイドライン A.1.4 及び C.2.4) で論じられています。以下のガイドラインでは、主に(しかしそれに限られない)、災害により避難を余儀なくされた人々が、元の居住地へ戻るのか、避難先に統合(定住)するのか、もしくは国内の別の地域で新生活をスタートさせるのかを自分自身で選択する権利について論じています。

グループD: 書類に関連する権利の保護; 移動; 家族関係の再構築; 表現及び意見; 選挙

D.2.2 緊急局面の後、国内避難者による避難に対する持続的な解決へ向けての支援がされるべきです。持続的な解決とは、次のいずれかの地への国内避難者の継続的な統合(定住)であると理解されるべきです。

- ◆ 元の居住地(「帰還」)。
- ◆ 避難先の地域(「現地融合」)。
- ◆ 国内の別の場所(「他地域定住」)。

国内避難者には、元の家・居住地へ戻るか、避難先の地域に融合するか、国内の別の場所に定住するかをその自由意思に基づき選択する権利が与えられるべきです。対象者が十分な情報を得た上で決定を行うことができるよう、適切な措置(例えば、相談、情報キャンペーン、及び帰還先の視察機会の提供(go-and-see visits))が行われるべきです。

D.2.3 帰還、現地融合、又は他地域定住が継続可能なものとなるような環境作りを可能な限り早くするべきです。以下の場合に、そのような環境が継続可能と見なされます。

- (a) 国内避難者が、完全に安全で、苦しみや脅威から解放され、かつ更なる自然災害のリスクに曝されない状態におかれており、また本人もそのように感じている場合。
- (b) 国内避難者が、適切な住宅にアクセスできる状態にあり、帰還を選択した場合には、自宅を再び所有し、自宅が十分に再建又は復旧されている場合。
- (c) 国内避難者が、差別なく、水、基本的サービス、学校、生計手段、雇用、市場等にアクセスでき、できる限り通常の生活に戻ることが可能な場合。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 帰還地、現地融合先、又は他地域定住の場所の安全評価の実施。
- ◆ 帰還、現地融合、又は他地域定住に関する総合的かつアクセス可能な公共情報キャンペーン、および草の根交流戦略を確立すること。
- ◆ 国内避難者の元の居住地又は他地域定住として特定された場所の状況について、国内避難者に情報を提供するための、マスコミ報道、データベース、情報センター等のメカニズムを確立し、現地視察の機会を提供すること。
- ◆ 特別のニーズを有する人々を特定し、帰還、現地融合、又は他地域定住についての計画及び管理の中に彼らを組み込むこと(適切な場合はアウトリーチ活動やフォーカス・グループ・ミーティングを通じて実施)。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- ◆ 土地用途区画及び再建計画を公表し広く知らしめること、及び計画委員会の会議を公開で開催すること。
- ◆ 差別の事例、殊に特別のニーズを有する人々について、適切な住居、基本的サービス及び生計手段を含む持続的な解決へのアクセス提供に係る差別を監視し、特定すること。
- ◆ 現地融合又は他地域定住を妨げるような法律上及び行政上の障害を取り除くこと。

D.2.4 被災者及びコミュニティの承諾なしに永久に帰還を禁ずることは、当該居住地域又は帰還先として希望している地域が、真に生命及び安全についての高いリスクを継続的に負っており、とり得る調整やその他の保護対策を講じたとしてもそのリスクが軽減されない場合に限り、検討・実施されるべきです。なお、そのような禁止が実施されるには、以下の全ての条件が満たされなければなりません。

- (a) 法律の規定によること。
- (b) 被災者の生命及び健康の保護を唯一の目的とすること。
- (c) 被災者が、決定の過程及び理由を知らされていること。
- (d) 被災者が、移転に際し全ての段階(移転先の選択から住宅、サービス及び生計手段へのアクセスの構築まで)において相談を受け、決定とその実施に参加する機会を与えられていること。
- (e) 被災者が、以下の条件のもとで他地域定住する機会を与えられていること。
 - 提案されている移転先が災害の二次的被害を受けず、災害の再発から安全であること。
 - かかる移転先において被災者が、差別を受けることなく、安全で、文化的に適切である住居、水、基本的な公共医療サービス及び教育、生計手段及び雇用、市場等にアクセスできること。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 自己の生命、安全、自由及び/もしくは健康がリスクにさらされる場所へ帰還又は定住しなければならない被災者のための法律サービス。
- ◆ 国際的基準や強制的移動に合致していないような帰還の禁止に直面している被災者のための法律サービス。

グループD: 書類に関連する権利の保護; 移動; 家族関係の再構築; 表現及び意見; 選挙

- ◆ そのような被災者への効果的な法的救済及び無料の法律アドバイスの提供。
- ◆ 災害後の定住又は移転のスキームが、ある地域を居住不能にするあるいは再居住地とすることの口実として住民の保護とは無関係の政治的、軍事的又は経済的目的に使用されていないかを監視すること。

D.2.5 移動の自由が制限される全ての場合、特に D.2.1 から D.2.4 に概説した場合において、被災者に対しては、適正手続の保証（聴聞権、独立の裁判所もしくは裁定機関へアクセスできる権利、及び正当な補償を受ける権利を含む）がなされている効果的な法的救済手段が提供されるべきです。

D.3 家族関係の再構築

D.3.1 救済活動は、家族をひとまとまりとして行われなければなりません。離散を望まない国内避難家族は、災害対策の全ての段階においてその希望が許容されるべきであり、またそのための支援を得るべきであり、離散は回避されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われる。

- ◆ 家族が離散することによってより良い支援手当が受けられるような方法を避けて、支援を構築すること。特に、大家族に対して十分な数量の食料品及びそれ以外の物品を配給すること。
- ◆ 国内避難者が離脱した地域での教育へのアクセスを与えること。

対策的措置

- ◆ 救済計画及び緊急時対応計画の策定時には家族の規模を予測すること。

D.3.2 被災者は、行方不明の親族の状況及び居場所について知るための支援を受けるべきです。近親者は、追跡サービス又は追跡メカニズムを利用して得られる調査の進捗状況及び結果を通知されるべきです。家族の再会が望まれている場合、特に家族に子ども又はお年寄りがいる場合は、迅速に行われるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われる。

- ◆ 緊急事態の当初から、迅速な家族の追跡及び再会の手続を確立し、家族の追跡及び再会について責任を有する主導機関又は組織を特定すること。ほとんどの場合、この役割は赤十字国際委員会(ICRC)又は国内の赤十字社及び赤新月社が担っています。主導機関との間の調整を促進し、登録事項の写しを送信し、主導機関又は組織へのリクエストを追跡できる互換性のあるシステム及び書式の設定。

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- ◆ 災害によって行方不明となっている親族又は友人を捜している人を把握し、同時に行方不明者の正確な人数、年齢及び性別を把握するための大規模な調査又は登録作業の実行。
- ◆ 行方不明となっている親族を捜している人の助けとなるような写真やビデオ記録の収集。
- ◆ 機密な個人データ(特に付き添いのない子どもとその所在に関する情報)の保護に注意を払いつつ、離散した家族のメンバーの情報を広めるための公のコミュニケーション戦略を展開すること。例えば、掲示板への写真の掲示、キャンプ及びコミュニティでの会議、テレビ放送、ラジオ放送、新聞広告、家族写真を掲載した広範囲に配布することを目的とする追跡用の新聞もしくはチラシの作製、又は携帯メールを受信できる携帯電話の支給等が考えられます。
- ◆ 様々な追跡方法を駆使すること。上記の戦略に加えて、例えば、子どもを失った大人の面接、子どもが描写した場所へその子どもを連れていくこと、及び影響を受けた人々が理解し得る言語と方法で発せられた家族メッセージ・サービスを構築すること等が考えられます。
- ◆ 家族のメンバーが特定されたならば、不必要な官僚的な遅れ及び障害を排除して、できる限り円滑かつ効率よく、その家族が望む程度において家族の再会を実現すること。
- ◆ 子どもの場合、家族関係が確かであり、子どもと家族のメンバーが再会の手続に事前の同意をしていることを確認することが不可欠です。
- ◆ 必要に応じて、再会した家族及び今なお離散している家族のメンバーに対して心理社会的及び実体的な支援を提供すること。

D.3.3 家族から分離された付き添いのない子どもは、家族と再会できる時までは養護されるべきです。暫定的養護の方法は、子どもにとって最善の利益となるものであるべきです。子どもは、暫定的養護の方法及び自己の権利について完全に知らされるべきであり、養護者についての子どもの意見は考慮されるべきです。暫定的養護をする際に、兄弟は分離すべきではありません。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 家族から分離された付き添いのない子ども及びその子どもたちのニーズを特定し、既存の養護の手配を評価するための迅速評価を災害発生直後に実施すること。家族から分離された付き添いのない子どもの詳細は、登録作業に組み込まれるべきです。
- ◆ 災害発生の直後の時点から家族から分離された付き添いのない子どもが家族のメンバーに再会するまでの、迅速登録、家族追跡及び再会の手続を確立すること。個々のケースに応じた適切な適時の措置を促進するためには、各ケースの選別を行うことに重点を置くべきです。子どもを世帯主とする家庭、及びすでに重大な侵害(例えば、徴兵、誘拐、性暴力)にさらされている家族から分離された子ども又は付き添いのない子どもについては特に注視するべきです。

グループD: 書類に関連する権利の保護移動; 家族関係の再構築; 表現及び意見; 選挙

- ◆ 別の登録作業において家族から分離された付き添いのない子どもの特定に関連する質問を含むこと。
 - ◆ 医学上の理由で避難している、家族から分離された付き添いのない子どもについて適切な文書作成、保護及び追跡を確実にすること。
 - ◆ 家族から分離された付き添いのない子どもについて、生存している家族が追跡できなかった場合、養護者についての子どもの希望を考慮しつつ、可能な場合には友人又は元のコミュニティの隣人によって養護されるように手配をすること。
 - ◆ 家族から分離された付き添いのない子どもが適切に養護され、また、あらゆる形態の身体的・精神的・性的な虐待及び搾取から保護されることを確実にするため、暫定的養護の手配を定期的かつ厳重に監視し、検討すること。子どもたちは非公開で面接を受け、虐待の事実があればそれを伝える機会が与えられなければなりません。虐待又は搾取を伴うような暫定的な養護環境にある場合は、子どもたちをかかえる環境から分離させ、代替解決策を見つけるための措置を直ちに講じなければなりません。
 - ◆ 家族から分離された付き添いのない子どもを孤児院又は養護施設に斡旋しないこと。そのような斡旋は、より持続可能でコミュニティに基盤を置く解決策が模索されている間に限り、暫定的措置として必要な場合にのみ行われるべきであり、又は万策尽きた場合の最終手段として行われるべきです。子どもを施設へ斡旋することにつき、個々のケースを注意深く監視し、記録を維持することが重要です。
 - ◆ 家族から分離された付き添いのない子どもが自己の名において必要な文書(登録、個人ID、出生証明書、健康、教育及び土地所有権を含む)を確実に受け取れるようにすること。迅速な文書化手続を確立すること。
 - ◆ 災害後、家族から分離された付き添いのない子どもが、自己が権利を有している物質的、経済的及び法的な援助を平等に受けられるよう確実にすること。特に、家族から分離された付き添いのない子ども又はその法定後見人は、家族の死亡、行方不明又は負傷に対する給付金、再定住及び住宅手当、並びに土地所有権及び補償を政府に請求する可能性が与えられるべきです。
- D.3.4 追跡及び家族の再会のための全ての努力が奏功しないことが確定的になった場合、又は両親がハーグ国際養子縁組条約²が定める基準に則った養子縁組に同意していることが確実である場合に初めて養子縁組が検討されるべきです。養子縁組に必要となる両親の同意、並びにその他の人物、機関及び当局の同意は、無償でなければならず、十分な情報に基づかなければなりません。子どもの居住国の親類による養子縁組を優先するべきです。それが不可能な場合は、子どもが元いたコミュニティ内での養子縁組、又は少なくとも子どもの同一文化圏内での養子縁組を優先するべきです。**

² 1993年5月29日ハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」(ハーグ国際養子縁組条約)

対策的措置

- ◆ コミュニティ内での暫定的養護策(里親制度を含む)を正式のものにするため、並びに適切な場合に追加の物質的、経済的及び社会的な援助を提供するための法律上又は行政上の手続を確立すること。
- ◆ ホスト・ファミリー又は機関と共に行う代替策の事前確認、及び監視メカニズムの事前確認。

D.4 表現、集会及び組合、並びに宗教

D.4.1 被災者及び被災コミュニティが、災害救済策及び復旧対応に対してフィードバックを行うこと及び苦情もしくは抗議を表明することは許容されるべきであり、また可能であるべきです。かかる意見の表明に対する拒絶的反応から保護されるべきです。被災者は、この目的のために平和的な集会の開催又は団体の設立を行う機会を与えられるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ 女性、子ども及び若年者を含む被災者、並びに周縁化されたグループもしくは少数派グループが救済策及び復旧への取り組みに関して懸念及び意見を表明することができるようなメカニズムの構築及び能力の形成を行うこと。
- ◆ 個人が自由に思想、表現及び集会する権利が抑圧されている場合、並びに個人がこれらの基本的権利を行使したことにより、罰せられたり不当な扱いを受けた場合に、その事実を監視し、報告し、調査するための一定のメカニズムを確立すること。そのような場合に、法執行機関による適切な措置を確実にすること。

D.4.2 人道的支援、特に食料、健康管理サービス、並びに住居及び公衆衛生面の手配を計画及び実施するにあたっては、宗教的信仰及び文化的伝統は可能な限り尊重されるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われれます。

- ◆ 人道的対応において、可能な限り尊重されなければならない宗教的・文化的な伝統及び信仰について、宗教指導者及び年長者に相談すること。
- ◆ 配布物の中に、文化的に受け入れられない食料品及びその他の物品が含まれないようにすること。

グループD: 書類に関連する権利の保護; 移動; 家族関係の再構築; 表現及び意見; 選挙

- ◆ 伝統的に性別による分離が行われている場合は、性別に配慮したサービスの手配及び実施を確実にすること。

D.4.3 被災者は、自己の信仰及び文化的伝統を、他者の権利及び信念を尊重する方法で、かつ差別、対立又は暴力を誘発しないような方法で実行することが許容され、またそのような機会が与えられるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

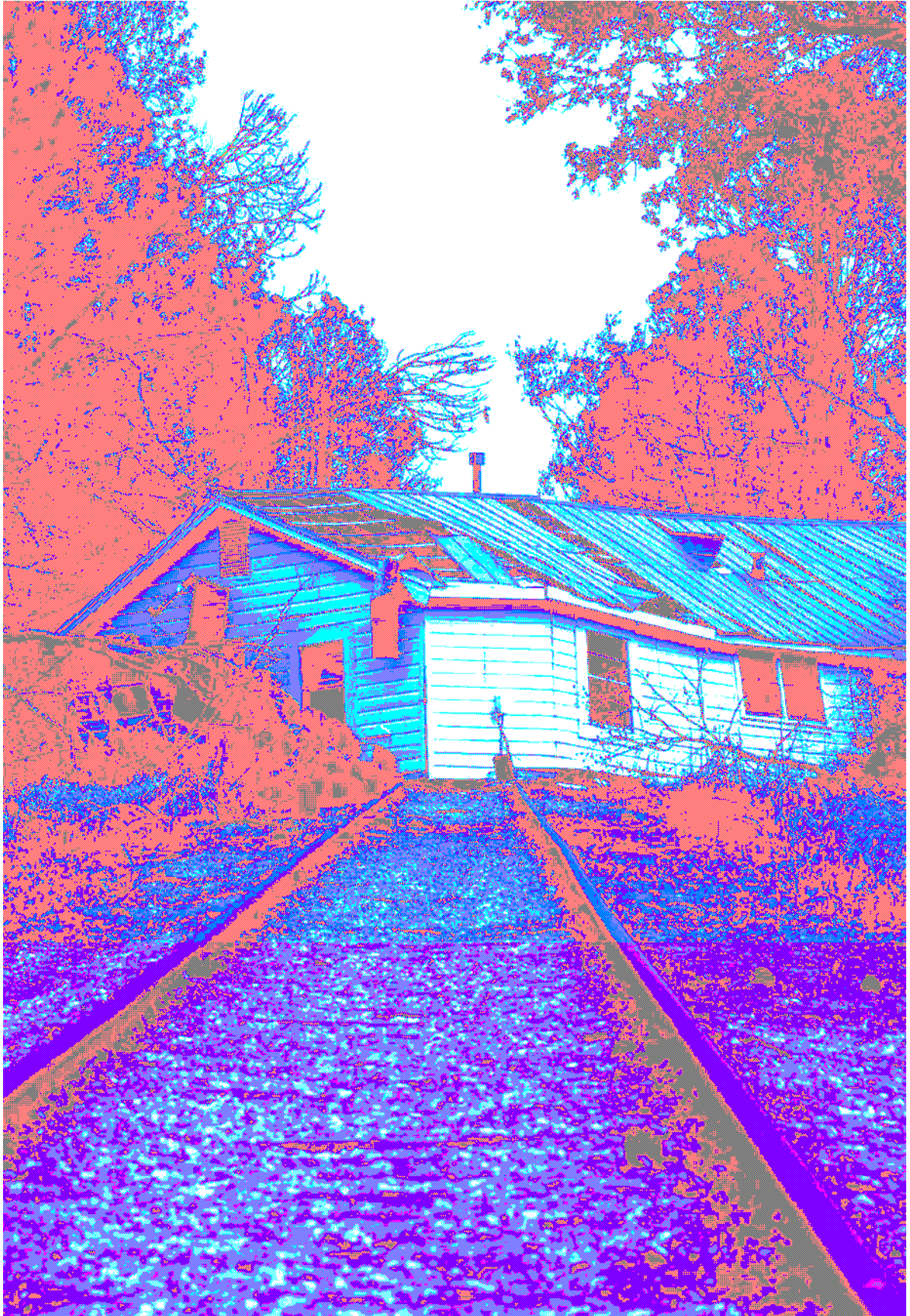
- ◆ 可能な範囲において、災害によって避難をされたコミュニティのキャンプ、避難施設、並びに恒久移転施設は、既存の宗教的、文化的及びコミュニティの建物に極めて近接した範囲内に設けること。敷地内にそのような施設が存在しない場合、敷地計画に盛りこむこと。
- ◆ 既存の信仰の地及び文化遺産、殊に民族的、種族的又は宗教的マイノリティに属する場所を保護すること。

D.5 選挙権

D.5.1 避難しているか否かにかかわらず、被災者は、選挙権及び被選挙権を完全に行使することができるべきです。

とりわけ、以下の活動が検討に値すると思われます。

- ◆ 避難しているか否かにかかわらず、被災者に選挙人登録、投票及び立候補の機会を与えること。例えば、移動登録チーム及び移動投票所の活用が考えられます。
- ◆ 避難者に対して不在者投票の手続を利用すること、又は特に避難が長期化する場合、一時居住地において選挙人登録を認めること。



添付資料I: 用語集

本運用指針においては、以下の用語が使用されます。

人道支援活動参加者

緊急事態の間やその後、被災者に保護や援助を与える政府間及び(国際的な又は国・地方の)非政府の機関や部局又は政府若しくは準政府の災害対応者をいいます。

被災者

住む場所を失ったか否かにかかわらず、ある災害のマイナスの影響に苦しむ人々をいいます。例えば、災害により負傷したり、財産や生計を失ったり、その他の被害を被ったような場合です。

キャンプ(仮設避難所)

災害の際に新たに立ち上げられる、避難したり住む場所を失った人々の集団的・共同的収容施設として利用される非恒久的保護設備(例えば、テント)を備えた場所をいいます。キャンプは計画されたものもあり(すなわち意図的に造られたもので、人の流入の前あるいは同時期に完成されたもの)自前で造られたものもある(すなわち自発的に政府あるいは人道的コミュニティによる支持なしに設立されたもの。)キャンプは避難所の一種です(下記をご覧ください。)

避難施設

災害の際に、避難したり住む場所を失った人々の集団的・共同的・非恒久的収容施設として利用される既存のビルや建造物をいいます。一時的避難所として利用されるビルや建造物の種類は多岐に渡ります。これには、学校、ホテル、コミュニティ・センター、市町村役場、ホテル、スポーツ施設、病院、宗教的記念建造物、警官詰所、軍隊の兵舎、倉庫、使用されていない工場、建設中のビル等が含まれます。避難施設は、避難所の一種です(下記をご覧ください。)

避難所

上記で定義された、キャンプ及び避難施設をいいます。

災害

人的、物的、経済的又は環境上幅広い損害を引き起こすコミュニティ又は社会の機能の高度の障害で、影響を受けたコミュニティ又は社会が自己の資源を利用するだけではその対応能力を超えるようなものをいいます。¹

¹ International Strategy for Disaster Reduction (ISDR), UNISDR Terminology on Disaster Risk Reduction (<http://www.unisdr.org/eng/terminology/terminology-2009-eng.pdf>)

災害・緊急事態対応

緊急事態のあらゆる問題(特に準備、対応及び初期の復興手順)に対処するための資源及び責任の組織化・運営をいいます。²

差別

人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的その他の意見、国籍・出身地、財産、家柄、年齢、障害、又はその他の個人の地位に基づく不利益な区別をいいます。このような基準ではなく客観的で重要な理由(例えば、特別な脆弱さ、他の人は有していない特別の必要)によりある人を有利に取り扱うことは、その人が上記のような特徴を有していたとしても差別とはなりません。

避難者関連コミュニティ

自らの住居や常居所から逃れたり離れたりせざるをえない、国内避難者を受け入れる必要がある、あるいはかつては避難をしていたものの自らの住居や常居所に戻ったり国内の他の場所に住み着いたりした人々を受け入れ溶け込ませる必要があるなどの理由で、避難というマイナスの結果を受けているコミュニティをいいます。

持続的な解決

国内における避難との関連で、国内避難者かもはや避難に関して特別な援助や保護を必要とせず、避難のために差別を受けることなくその人権を享受することができる状況をいいます。これは、以下のような方法により達成することが可能です。

- (i) 出身地への持続的な復帰(以下「帰還」といいます。)
- (ii) 国内避難者が避難している地域で持続的に現地に溶け込むこと(以下「現地融合」といいます。)
- (iii) 国内の他の場所において持続的に溶け込むこと(以下「他地域定住」といいます。)。これは災害の影響を受けた人々にも当てはまります。

国際的な基準(移動の自由及び住居所選択の自由(国内避難についてのガイド指針))によると、すべての解決は自由意思(つまり、情報を与えられた上での本人による自由な選択)によるものでなければなりません。

避難

「危険防止、安全及び福祉を確保するため、ある地方・地域から他の場所への個人又は集団の移動を促進したり実施したりすることをいいます。」³ 避難は、当局により命令・強制された場合、強制的なものとなります。強制避難は、それが法に従って行われ、その状況下でぜひとも必要なものであり、被災者の生命、身体、健康又は身体的な完全性を保護するために行われ、緊急事態が許す限度において被災した人々と適切な協議をした上で行われる場合、恣意的・非合法ではなく許されます。

² International Strategy for Disaster Reduction (ISDR), UNISDR Terminology on Disaster Risk Reduction (<http://www.unisdr.org/eng/terminology/terminology-2009-eng.pdf>) 。

³ Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons, March 2010, p. 503。

一時的避難所

避難した人々を一時的に受け入れるために使用される避難所(上記をご参照下さい)をいいます。

家族の再会

「家族をひとつにするプロセスをいい、特に長期的保護を新たに又は再度行う目的で子どもや被介護者を家族や以前の介護者と引き合わせることをいいます。」⁴

強制的立ち退き

適切な形での法的その他の保護を与えたりそれらへのアクセスを認めたりすることなく、それまでいた家や土地から意思に反して個人、家族あるいはコミュニティを恒久的・一時的に移転させることをいいます。⁵ 強制的立ち退きという概念は、法に従い国際的な人権条約の定めに沿う形で実施される避難には当てはまりません。⁶ 強制的立ち退きは、自動的に恣意的な移転を意味するものではありませんが、それにつながる初めの一步となる可能性があります。

性暴力(GBV)

ジェンダーや性別に基づき人に向けて行われる暴力をいい、身体的、精神的又は性的な被害や苦痛を与える行為、そのような行為をすとの脅し、抑圧及びその他の恣意的な自由の剥奪を含みます。これには、家族、コミュニティ全体の中で又は国家及びその機関により犯され又は見逃される身体的、性的及び精神的な暴力が含まれます。」⁷

ホスト・コミュニティ

典型的には、キャンプ、避難施設、被公式集落又は直接家庭に統合するなどの形で、多数の国内避難者を受け入れるコミュニティをいいます。⁸

国内避難者

「特に武力紛争、暴力が広まった状況、人権侵害又は天災・人災の結果又はそれらを避けるために、家や常居所地から逃げたり離れたりすることを強制されたり、そうせざるをえなくなった人々又は人々のグループで、国際的に認識されている国境を越えていない人々をいいます。」⁹

⁴ Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons, March 2010, p. 503.
Inter-agency Working Group on Unaccompanied and Separated Children, Inter-Agency Guiding Principles on Unaccompanied and Separated Children, January 2004.

⁵ Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons, March 2010, p. 503.
UN CESCR, General Comment No. 7: The right to adequate housing: forced evictions, 20 May 1997, para. 3.

⁶ Basic Principles and Guidelines on Development based Evictions and Displacement, UN Doc A/HRC/4/18, para 4 and footnote aをご参照下さい。

⁷ Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons, March 2010, p. 168.
UN General Assembly, Declaration on the Elimination of Violence against Women, Arts. 1 and 2, A/RES/48/104 of 20. December 1993をご参照下さい。

⁸ Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons, March 2010, p. 504をご参照下さい。

⁹ Guiding Principles on Internal Displacement. E/CN.4/1998/53/Add.2 (1998), Scope and Purpose, §2をご参照下さい。

生計(又は生計手段)

「生きるために利用される資源及び活動を組み合わせたものをいいます。この資源は、個人の技術及び能力(人的資本)、土地、貯蓄及び設備(それぞれ自然、経済的及び物的資本)、並びに行われる活動を支援する公的支援グループ又は私的ネットワーク(社会資本)で構成されます。」¹⁰

自然災害

自然の障害が突然起こることにより引き起こされる「災害」(55ページをご参照下さい)をいいます。「自然」災害という用語は安易に使用されますが、突然の自然災害の結果の甚大さは自然災害による脅威に対して個人及び社会がどのように関わったかということの直接的な結果として現れます。したがって、結果の甚大さは、人々の行動又は人々がある行動を取らなかったことによって決まります。本運用ガイドラインは、突発的な災害を念頭において書かれていますが、他の種類の災害にも適用可能です。

特定のニーズを有する人々

特に、性別、年齢、健康状態、障害、少数派に属すること、特別な社会的地位、先住民出身であること、国内避難者であることその他の特別な状況にあることを理由として、一般の人々がさらされている以上の危険にさらされている人々をいいます。

保護

国際人権法(及び適用ある場合、国際難民法及び国際人道法)の規定及び精神に従い個人の人権の完全な尊重を目的とするすべての活動を包含する概念をいいます。保護には、人類に対する尊敬の念に繋がる環境の創造、特定の虐待パターンの防止およびそれによる直接的な影響の緩和、ならびに補償、賠償および復権を通じた尊厳のある生活条件の回復を含みます。¹¹

移転

(a) 一時的移転: 帰還又は他地域定住が可能となるまで住む場所へ避難者を移動させる行為をいいます。

(b) 恒久的移転: 帰宅又は常居所へ戻ることができない場合に、人々を国内の他の場所へ移動させそこに定住させる行為を言います。移転は、自発的であることも(つまり被災者の同意にもとづく場合)、強制的であることも(つまり被災者の意思に反する場合)あります。移転は、国内の他の場所における持続的な他地域定住という意味での持続的な解決(57ページをご参照下さい)に繋がる場合にのみ成功といえます。

¹⁰ Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons, March 2010, p. 508.

Department for International Development, Sustainable Livelihoods Guidance Sheets, 2001.

¹¹ OCHA, Glossary of Humanitarian Terms in relation to the Protection of Civilians in Armed Conflict, 2003.

補償

人権侵害の被害者への賠償、償い、復権、補償および二度と行わないことの保証をいいます。保証は、侵害および被害の重大さに応じたものであり、被害者が保証の仕組みに関する情報を与えられ補償を公平かつ有効に求められる場合に、完全で効果的なものとなります。¹²

自然災害の二次的被害

自然災害の二次的被害には、大雨や地震活動により引き起こされる地滑りのような自然のまたは物理的な影響を含みます。また、例えばダム の 損傷、人間の健康および生命に危険を及ぼす危険物の放出を引き起こすパイプラインや化学工場の損傷など、工業設備やインフラへの当初の災害による影響も含みます。

¹² おそらく、現在の国際慣習法上は、補償は重大な人権侵害に対してのみ支払われるべきものです (Principles and guidelines on the right to a remedy and reparation for victims of gross violations of international human rights law and serious violations of humanitarian law: A/Res/60/147, 21 March 2006をご参照下さい)。より程度の軽い場合の補償義務は、国際人権規約に由来するかもしれません。



添付資料 II: 特定のグループの人々の保護 関連するガイドラインへのクロス・リファレンス

特定のグループの人々は特に脆弱であり、災害の際には特定のニーズがあります。これらのグループが直面する特定の人権についての懸念、及びこれらを保護するために取り入れることができるいくつかの実践的な手順は、ガイドラインに体系的に統合されています。本添付資料は、次に掲げるグループ、すなわち国内避難者、女性、児童及び青少年、高齢者、障害者、HIV/AIDS患者、親戚のサポートがないひとり親世帯又は児童を世帯主とする家庭、少数民族グループ及び先住民のための関連するガイドラインとのクロス・リファレンスです。

1. 国内避難者

ガイドライン:

- I.1 非差別
- I.6 国内避難に関する指針に基づく国内避難者の取り扱い
- I.8 評価されたニーズに基づき優先される保護活動
- A.1.1 切迫した危険にさらされた人々の生命、身体的な完全性及び健康の保護
- A.1.2 – A.1.8 避難（任意及び強制）
- A.2 家族の分離からの保護、及び家族から引き離された又は同伴者のいない児童たちの保護
- A.3 二次的災害からの保護
- A.4.1 緊急事態発生中又は緊急事態後の暴力行為（キャンプ及び避難施設内におけるものを含む）からの保護への特別な注意
- A.4.2 性暴力等からの保護
- A.5.1 – A.5.3 ホスト・ファミリー及びホスト・コミュニティ、キャンプ又は避難施設における安全
- B.1.1 – B.1.3 人道的な物資及び支援へのアクセス及び十分な提供
- B.2.1 食糧への公平なアクセス
- B.2.2 キャンプ及び避難所における水及び衛生
- B.2.3 国内避難者のための安全かつ尊厳ある避難（屋外でのキャンプを含む）
- B.2.4 収容のための、使用されていない不動産の占有
- B.2.5 健康管理への公平なアクセス
- B.2.6 避難児童の再就学の促進

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- C.1.2 置き去りにされた財産の保護
- C.2.1 – C.2.5 立ち退きの場合の手続保障を含めた適切な避難
- C.3.3 キャンプおよびサイトのロケーションならびに生計手段へのアクセス
- D.1.1 書類不足による帰宅阻害の防止
- D.2.1 – D.2.5 持続的な解決を背景とした移動の自由
- D.3.1 – D.3.2 災害対応の全ての段階における家族の結合及び家族の再結合
- D.4.1 災害対応のフィードバック
- D.5.1 選挙の権利

2. 女性*ガイドライン:*

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 評価されたニーズに基づき優先される保護活動
- A.1.1 切迫した危険にさらされた人々の生命、身体的な完全性及び健康の保護
- A.4.1 緊急事態発生中又は緊急事態後の暴力行為(キャンプ及び避難施設内におけるものを含む)からの保護への特別な注意
- A.4.2 性暴力等からの保護
- A.4.3 不正取引、児童就労、現代の奴隷的扱いからの保護
- A.5.2 キャンプ及び避難施設における安全及び保護
- B.1.1 – B.1.2 人道的な物資及び支援へのアクセス及び十分な提供
- B.1.4 人道的活動における性差を考慮した役割への取組み
- B.2.1 食糧配給の計画、立案及び実施への女性の参画
- B.2.2 キャンプ及び避難所での衛生設備へのアクセスにおける安全性
- B.2.3 特定のニーズに対応する適切な避難所
- B.2.5 女性の健康上のニーズへの特別な注意
- B.2.6 教育への公平なアクセス
- C.1.5 財産権の(再)主張及び自身の名義における権利証書取得の援助
- C.2.3 避難所及び住宅支援プログラムの計画及び実施における協議及び参加
- C.3.1 – C.3.2 生計手段及び技能訓練へのアクセス
- D.1.1 自身の名義で発行される書類への公平なアクセス
- D.4.1 災害対応のフィードバック

3. 児童及び青少年*ガイドライン*

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.4 児童の最善の利益
- I.8 評価されたニーズに基づき優先される保護活動
- A.1.1 切迫した危険にさらされた人々の生命、身体的な完全性及び健康の保護

添付資料 II 特定のグループの人々の保護 / 関連するガイドラインへのクロスリファレンス

- A.2.1 児童の親と共にする避難
- A.2.2 家族から引き離され同伴者のない児童への一時的暫定的なケア
- A.4.1 緊急事態発生中又は緊急事態後の暴力行為(キャンプ及び避難施設内におけるものを含む)からの保護への特別な注意
- A.4.2 性暴力等からの保護
- A.4.3 児童売買、児童就労、現代の奴隷的扱いからの保護
- A.4.5 武力集団による人員募集及び使用からの保護
- A.5.2 キャンプ及び避難施設における安全及び保護
- B.1.1 人道的な物資及び支援へのアクセス及び十分な提供
- B.2.1 特定のニーズを有する人々のための食糧への円滑なアクセス
- B.2.3 特定のニーズに対応する適切な避難所
- B.2.5 少女の健康上のニーズへの特別な注意
- B.2.6 再就学の促進を含む教育への公平なアクセス
- C.1.5 孤児のための財産権の(再)主張の援助
- C.4.1 中等及び高等教育へのアクセス
- D.1.1 同伴者のない児童、家族から引き離された児童又は孤児のための、自身の名義による書類作成
- D.3.2 家族の再結合
- D.3.3 再結合までの、家族から引き離され又は同伴者のない児童のためのケアの手配
- D.4.1 災害対応のフィードバック

4. 高齢者*ガイドライン:*

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 評価されたニーズに基づき優先される保護活動
- A.1.1 切迫した危険にさらされた人々の生命、身体的な完全性及び健康の保護
- A.1.3 避難中の特別な注意
- A.4.1 緊急事態発生中又は緊急事態後の暴力行為(キャンプ及び避難施設内におけるものを含む)からの保護への特別な注意
- A.5.2 キャンプ及び避難施設における安全及び保護
- B.1.1 – B.1.2 人道的な物資及び支援へのアクセス及び十分な提供
- B.2.1 特定のニーズを有する人々のための食糧への円滑なアクセス
- B.2.2 衛生設備へのアクセスの容易さ
- B.2.3 特定のニーズに対応する適切な避難所
- B.2.5 健康管理へのアクセス
- D.3.2 家族の再結合

5. 障害者*ガイドライン:*

- I.1 非差別

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- I.3 参加と協議
- I.8 評価されたニーズに基づき優先される保護活動
- A.1.1 切迫した危険にさらされた人々の生命、身体的な完全性及び健康の保護
- A.1.3 避難中の特別な注意
- A.4.1 緊急事態発生中又は緊急事態後の暴力行為(キャンプ及び避難施設内におけるものを含む)からの保護への特別な注意
- A.5.2 キャンプ及び避難施設における安全及び保護
- B.1.1-B.1.2 人道的な物資及び支援へのアクセス及び十分な提供
- B.2.1 特定のニーズを有する人々のための食糧への円滑なアクセス
- B.2.2 衛生設備へのアクセスの容易さ
- B.2.3 特定のニーズに対応する適切な避難所
- B.2.5 特別な健康管理
- B.2.6 教育へのアクセスにおける障碍児への特別な注意
- C.2.3 避難所及び住宅支援プログラムの計画及び実施における協議及び参加
- C.3.1 生計手段及び技能訓練へのアクセス
- D.4.1 災害対応のフィードバック

6. HIV/AIDS患者

ガイドライン:

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 評価されたニーズに基づき優先される保護活動
- A.1.1 切迫した危険にさらされた人々の生命、身体的な完全性及び健康の保護
- A.4.1 緊急事態中又は緊急事態後の暴力行為(キャンプ及び避難施設内におけるものを含む)からの保護への特別な注意
- B.1.1-B.1.2 人道的な物資及び支援へのアクセス及び十分な提供
- B.2.1 特定のニーズを有する人々のための食糧への円滑なアクセス
- B.2.5 健康管理及びHIV/AIDS予防へのアクセス
- B.2.6 HIV/AIDSの教育及び予防への公平なアクセス
- C.3.1 生計手段及び技能訓練へのアクセス

7. 家族的サポートがないシングルマザー/ファーザーの家庭及び児童を世帯主とする家庭

ガイドライン:

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 評価されたニーズに基づき優先される保護活動
- A.1.1 切迫した危険にさらされた人々の生命、身体的な完全性及び健康の保護
- A.4.1 緊急事態発生中又は緊急事態後の暴力行為(キャンプ及び避難施設内におけるものを含む)からの保護への特別な注意
- A.5.2 キャンプ及び避難施設における安全及び保護

添付資料 II 特定のグループの人々の保護 / 関連するガイドラインへのクロスリファレンス

- B.1.1 – B.1.2 人道的な物資及び支援へのアクセス及び十分な提供
- B.1.4 人道的活動における性差を考慮した役割への取組み
- B.2.1 特定のニーズを有する人々のための食糧への円滑なアクセス
- B.2.2 キャンプ及び避難所での衛生設備へのアクセスにおける安全性
- B.2.6 世帯主である児童の教育へのアクセスの確保
- C.1.3 土地の権利証書及び財産書類の返還促進手続
- C.2.3 避難所及び住宅支援プログラムの計画及び実施における協議及び参加
- D.4.1 災害対応のフィードバック

8. 民族的宗教的マイノリティー又は差別に直面しているグループ及び先住民

ガイドライン:

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 評価されたニーズに基づき優先される保護活動
- I.9 文化的相違を尊重するための保護活動
- A.1.1 切迫した危険にさらされた人々の生命、身体的な完全性及び健康の保護
- A.4.1 緊急事態発生中又は緊急事態後の暴力行為(キャンプ及び避難施設内におけるものを含む)からの保護への特別な注意
- A.5.2 キャンプ及び避難施設における安全及び保護
- A.6.4 民族的宗教的に繊細な方法による遺体の取扱い
- B.1.1 – B.1.2 人道的な物資及び支援へのアクセス及び十分な提供
- B.2.3 十分且つ文化的に受け入れ可能な避難所
- B.2.6 文化的に配慮された教育への公平なアクセス
- C.1.2 置き去りにされた財産の保護
- C.1.6 土地の権利及び所有権に対する伝統に基づく請求権の尊重
- C.2.3 避難所及び住宅支援プログラムの計画及び実施における協議及び参加
- C.3.1 当該グループの経済的過小評価を助長しない教育プログラムの確保
- D.4.1 災害対応のフィードバック
- D.4.2 – D.4.3 文化的に配慮された人道支援及び宗教上の信仰及び文化的伝統を実施する権利



添付資料III: 行為規範、ガイドライン及びマニュアルの参考資料

- グローバル・ヘルス・クラスター・ガイド、(暫定版) 2009年。
Global Health Cluster Guide, (provisional version) 2009.
- グローバル・プロテクション・クラスター・ワーキンググループ、国内避難者保護のためのハンドブック、2010年3月
Global Protection Cluster Working Group, Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons, March 2010.
- 国内避難指針、1998年
Guiding Principles on Internal Displacement, 1998
- ハンディキャップ・インターナショナル、緊急対応時の障害チェックリスト、2010年
Handicap International, Disability Checklist for Emergency Response, 2010.
- ハンディキャップ・インターナショナル、緊急事態におけるすべての人のためのアクセスの容易さ: 一時的なインフラ、WASH施設、障害者及び他の弱者のための分配及びコミュニケーション活動へのアクセスを確保するためのガイドライン、2009年
Handicap International, Accessibility for All in an Emergency Context: A Guideline to Ensure Accessibility for Temporary Infrastructure, WASH Facilities, Distribution and Communication Activities for Persons with Disabilities and other Vulnerable Persons, 2009.
- 国内避難者のための持続的解決についてのIASC 骨子、2010年
IASC Framework on Durable Solutions for Internally Displaced Persons, 2010.
- IASC、女性、少女、少年及び男性の異なるニーズ – 人道的活動における機会の均等及びジェンダーのハンドブック、2006年
IASC, Women, Girls, Boys & Men. Different Needs – Equal Opportunities, Gender Handbook in Humanitarian Action, 2006.
- IASC ジェンダーe-コース、女性、少女、少年及び男性の異なるニーズ – 機会の均等、2009年
IASC Gender e-course, Women, Girls, Boys & Men. Different Needs – Equal Opportunities, 2009.
- 緊急時におけるHIV対応のためのIASC ガイドライン、2009年
IASC Guidelines for Addressing HIV in Emergency Settings, 2009.
- 人道的環境における性差に基づく暴力への介入のためのIASCガイドライン、2005年
IASC Guidelines for Gender-Based Violence Intervention in Humanitarian Settings, 2005.
- 緊急時におけるメンタルヘルス及び社会心理的サポートについてのIASCガイドライン、2007年
IASC Guidelines on Mental Health and Psychosocial Support in Emergency Settings, 2007.
- IASC 人道的活動と高齢者: 人道的活動家のための基本概要、2008年
IASC Humanitarian Action and Older Persons: An Essential Brief for Humanitarian Actors, 2008.
- 国内避難者保護についてのIASCポリシー、2000年
IASC Policy on the Protection of Internally Displaced Persons, 2000.
- 国内避難についてのIASCポリシー・パッケージ: 国内避難状況への共同的対処の実施、国連人道的活動家及び/又はレジデント・コーディネーター及び国別チームのためのガイダンス、2004年
IASC Policy Package on Internal Displacement: Implementing the Collaborative Response to Situations of Internal Displacement, Guidance for UN Humanitarian and/or Resident Coordinators and Country Teams, 2004.

自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン

- ICRC (赤十字国際委員会)/IRC (国際赤十字)/SCUK (セーブ・ザ・チルドレン・UK)/UNICEF (国連児童基金)/WVI (ワールド・ビジョン・インターナショナル)、同伴者のない家族から引き離された児童への各機関の指針 2004年
ICRC/IRC/SCUK/UNICEF/WVI, Inter-Agency Guiding Principles on Unaccompanied and Separated Children 2004.
- ICRC (赤十字国際委員会)、災害後の遺体の管理: 初期対応者のためのフィールド・マニュアル、2009年
ICRC, Management of Dead Bodies After Disasters: A Field Manual for First Responders, 2009.
- IFRC (赤十字・赤新月社連盟)、国際赤十字、赤新月社及び非政府組織の災害救援活動における行為指針、1992年
IFRC, Code of Conduct for the International Red Cross and Red Crescent Movement and NGOs in Disaster Relief, 1992.
- 緊急時における教育のINEEミニマム・スタンダード、2004年
INEE Minimum Standards for Education in Emergencies, 2004.
- インター・エージェンシー・ワーキング・グループ (IAWG)、人道的環境におけるリプロダクティブ・ヘルスについての各機関のフィールド・マニュアル、2010年
Inter-Agency Working Group (IAWG), Inter-Agency Field Manual on Reproductive Health in Humanitarian Settings, 2010.
- 同伴者のない家族から引き離された児童についての各機関の指針、2004年
Inter-Agency Guiding Principles on Unaccompanied and Separated Children, 2004.
- PAHO (汎アメリカ保健機構)/WHO (世界保健機関)/ICTC/IFRC(赤十字・赤新月社連盟)、災害後の遺体の管理: 初期対応者のためのフィールド・マニュアル、2006年
PAHO/WHO/ICTC/IFRC, Management of Dead Bodies after Disasters, A Field Manual for First Responders, 2006.
- パリ基本原則: 人権の保護、促進のための国際機関の地位及び機能に関する原則、1993年
Paris Principles: Principles Relating to the Status and Functioning of National Institutions for Protection and Promotion of Human Rights, 1993.
- パリ基本原則: 武装勢力及び武装集団に関わりがある児童についての原則及びガイドライン、2007年
Paris Principles: Principles and Guidelines on Children Associated with Armed Forces and Armed Groups, 2007.
- スフィア・プロジェクト- 災害対応における人道憲章及びミニマム・スタンダード、ジュネーブ 2011年
Sphere Project – Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response, Geneva 2011.
- 国連活動、紛争の影響を受ける国々からの性的暴力についての報告及び翻訳データ: なすべきこと及びすべきでないこと、2008年
UN Action, Reporting and Interpreting Data on Sexual Violence from conflict-Affected Countries: Do's and Don'ts, 2008.
- UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) 難民、帰還者及び国内避難者に対する性的暴力及び性差に基づく暴力についてのガイドライン: 予防と対応のためのガイドライン、2003年
UNHCR Guidelines on Sexual and Gender-Based Violence against Refugees, Returnees and Internally Displaced Persons: Guidelines for Prevention and Response, 2003.
- UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) 年配の難民についてのポリシー、2000年
UNHCR Policy on Older Refugees, 2000.

添付資料Ⅲ 行為規範、ガイドライン及びマニュアルの参考資料

- 国連、中央緊急対応基金(CERF) 人命救助基準 2010年、障害者の人権についての国連宣言、1975年12月9日総会決議3447 (XXX)
United Nations, Central Emergency Response Fund (CERF) Life-Saving Criteria 2010.
United Nations Declaration on the Rights of Disabled Persons, GA Resolution 3447 (XXX) of 9 December 1975.
- 先住民の権利についての国連宣言、2009年9月13日総会決議 61/295
United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, GA Resolution 61/295 of 13 September 2009.
- 知的障害者の権利についての国連宣言、1971年12月20日総会決議 2856(XXVI)
United Nations Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons, GA Resolution 2856(XXVI) of 20 December 1971.
- 国家的、民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利についての国連宣言、1992年12月18日総会決議 47/135
United Nations Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities, GA Resolution 47/135 of 18 December 1992.
- 高齢者のための国連原則、1991年12月16日 総会決議 46/91
United Nations Principles for Older Persons, GA Resolution 46/91 of 16 December 1991.
- 難民及び避難民のための住宅供給及び財産の返還についての国連原則、2005年
United Nations Principles on Housing; and Property Restitution for Refugees and Displaced Persons, 2005.
- WHO (世界保健機関)、災害、障害及びリハビリテーション、2005年
WHO, Disaster, Disability and Rehabilitation, 2005.
- WHO (世界保健機関)、性感染症の管理のためのガイドライン、2003年
WHO, Guidelines for the Management of Sexually Transmitted Infections, 2003.
- WHO (世界保健機関)、災害時における遺体の管理、2004年
WHO, Management of Dead Bodies in Disaster Situations, 2004.
- WHO (世界保健機関)、紛争及び強制退去時のリプロダクティブ・ヘルス:プログラム・マネージャーのためのガイド、2000年
WHO, Reproductive Health During Conflict and Displacement: A Guide for Programme Managers, 2000.
- WHO (世界保健機関)/GWH、災害評価における性別への配慮、2005年
WHO/GWH, Gender Considerations in Disaster Assessment, 2005.
- WHO (世界保健機関)/UNHCHR(国連難民高等弁務官事務所)、レイプ被害者の臨床マネジメント:難民及び国内避難者の使用のための協約の策定、改訂版、2004年
WHO/UNHCHR, Clinical Management of Rape Survivors: Developing Protocols for Use with Refugees and Internally Displaced Persons. Revised edition, 2004.
- WHO (世界保健機関)/UNHCR (国連難民高等弁務官事務所)/UNFPA (国連人口基金)、レイプの臨床マネジメントEラーニング・プログラム、2010年
WHO/UNHCR/UNFPA, Clinical Management of Rape E-Learning Programme, 2010.
- 災害の縮小についての世界会議、兵庫行動枠組み2005年 – 2015年; 災害に対する国家とコミュニティの回復力の形成、2005年
World Conference on Disaster Reduction, Hyogo Framework for Action 2005 – 2015; Building the Resilience of Nations and Communities to Disasters, 2005.
- 世界人権会議、ウィーン宣言及び行動計画 1993年
World Conference on Human Rights, Vienna Declaration and Programme of Action 1993.



The Brookings – Bern Project on Internal
Displacement
1775 Massachusetts Avenue, NW
Washington, DC 20036
USA
Tel: +1 (202) 797-2477
Fax: +1 (202) 797-2970
Email: apienciak@brookings.edu
Web: www.brookings.edu/idp